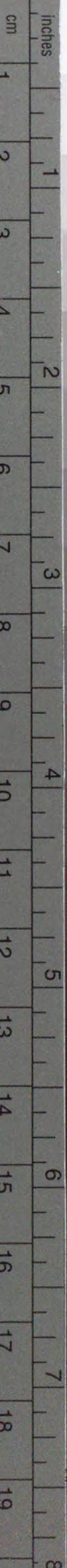


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

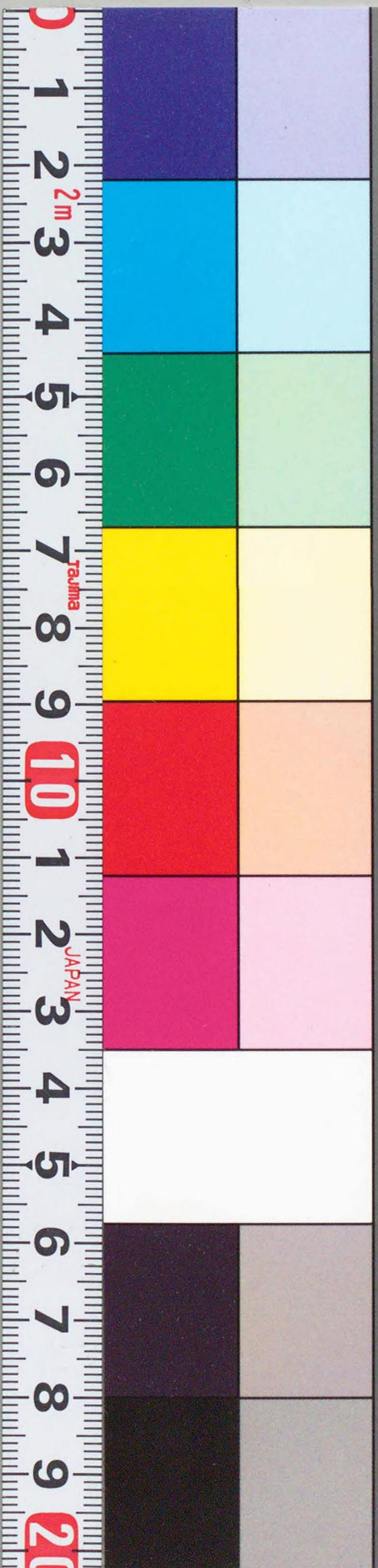
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



0310  
33

院公報附録

資料第三十六輯

和十五年五月

BZ-4-T75



\*1200500825486\*

第七十五回  
帝國議會  
新法律の要旨

衆議院調查部



BZ  
4  
T75

はしがき

本稿は、第七十五回帝國議會の協贊を経たる諸法律につき其の要旨を概説したものである。  
法律案提出の都度、部員が分擔して執筆した爲文章體裁の不揃不備の點尠しとしなが、参考の爲印刷配布することとした。

はしがき



I種  
W



\*1200500825486\*



第七十五回 帝國議會 新法律の要旨目次

註 略語  
修ハ修正  
衆附ハ衆議院附帶決議  
衆希ハ衆議院希望條項  
貴族院希望決議

内閣

- 一 昭和十三年法律第五十三號中改正法律(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件) ..... 一頁
- 二 東北興業株式會社法中改正法律(衆希) ..... 一
- 三 大正十一年法律第五十二號中改正法律(統計資料實地調査ニ關スル件) ..... 二
- 四 會計検査院法中改正法律 ..... 二
- 五 恩給法中改正法律 ..... 二

内務省

- 六 地方税法(修) ..... 七
- 七 地方分與税法(修) ..... 一六
- 八 府縣制中改正法律 ..... 二一
- 九 市制中改正法律 ..... 二一
- 一〇 町村制中改正法律 ..... 二一

目次



一一 北海道會法中改正法律……………二二

一二 北海道地方費法中改正法律……………二二

一三 地方分與稅分與金特別會計法……………二二

一四 神宮關係特別都市計畫法……………二三

一五 都市計畫法中改正法律……………二四

大 藏 省

一六 昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律(政修)……………二五

一七 昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)……………二六

一八 造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル法律……………二六

一九 所得稅法改正法律(修)……………二六

二〇 法人稅法(修)……………三三

二一 特別法人稅法(修)……………三五

二二 配當利子特別稅法……………三六

二三 外貨債特別稅法中改正法律……………三八

二四 相續稅法中改正法律(修)……………三八

二五 建築稅法……………三九

二六 鑛區稅法……………四〇

二七 臨時利得稅法中改正法律(修)……………四一

二八 營業稅法(修)……………四二

二九 地租法中改正法律(修)……………四四

三〇 酒稅法(修)……………四四

三一 清涼飲料稅法中改正法律……………四七

三二 砂糖消費稅法中改正法律……………四七

三三 織物消費稅法中改正法律……………四八

三四 揮發油稅法中改正法律……………四九

三五 物品稅法(修)……………四九

三六 遊興飲食稅法……………五〇

三七 取引所稅法中改正法律……………五一

三八 通行稅法……………五二

三九 入場稅法(修)……………五二



四〇 印紙税法中改正法律 ..... 五三

四一 骨牌税法中改正法律 ..... 五四

四二 明治四十四年法律第四十五號中改正法律(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件) ..... 五四

四三 大正九年法律第五十一號中改正法律(内地臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル件) ..... 五五

四四 支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律 ..... 五五

四五 營業收益稅法廢止法律 ..... 五五

四六 資本利子稅法廢止法律 ..... 五六

四七 法人資本稅法廢止法律 ..... 五六

四八 臨時租稅措置法中改正法律 ..... 五六

四九 政府出資特別會計法 ..... 五七

五〇 金資金特別會計法中改正法律 ..... 五八

五一 昭和九年法律第四十五號中改正法律(貿易調節及通商擁護ニ關スル件) ..... 六一

五二 家屋稅法 ..... 六一

五三 所得稅法人稅内外地關涉法 ..... 六五

五四 昭和十二年法律第九十四號中改正法律(支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ

減免、徵收猶豫等ニ關スル件)

五五 大正十三年法律第六號中改正法律(外國船舶ノ所得稅等免除ニ關スル件) ..... 六七

五六 アルコール製造事業等ニ對スル所得稅等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律 ..... 六八

五七 租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律 ..... 六九

五八 臨時資金調整法中改正法律 ..... 七〇

五九 外國爲替管理法中改正法律 ..... 七一

六〇 昭和十五年度一般會計歲出入財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律 ..... 七一

六一 支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律 ..... 七一

陸軍省

六二 陸軍航空工廠資金特別會計法 ..... 七二

六三 軍用電氣通信法中改正法律 ..... 七二

六四 要塞地帶法中改正法律 ..... 七四

六五 宇品港域軍事取締法中改正法律 ..... 七四

六六 陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル法律 ..... 七五

海軍省



司 法 省

- 六七 作業會計法中改正法律……………七六
- 六八 委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律……………七六
- 六九 裁判所構成法中改正法律……………七七

文 部 省

- 七〇 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律(衆附)……………七七
- 七一 現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律(衆附)……………七八

農 林 省

- 七二 狩獵法中改正法律……………七九
- 七三 昭和十二年法律第九十號中改正法律(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(衆附)……………七九
- 七四 裝蹄師法……………八〇
- 七五 家畜傳染病豫防法中改正法律……………八一
- 七六 牧野法中改正法律……………八二
- 七七 日本肥料株式會社法(修)(衆附)……………八八
- 七八 獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律……………九三
- 七九 農產物検査法……………九四

商 工 省

- 八〇 日本輸出農產物株式會社法(修)……………九五
- 八一 農會法中改正法律(衆附)……………九八
- 八二 木炭需給調節特別會計法(衆附)……………一〇〇

- 八三 鑛業法中改正法律(修)……………一〇一
- 八四 砂鑛法中改正法律……………一〇一
- 八五 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法……………一〇二
- 八六 商工組合中央金庫法中改正法律……………一〇三
- 八七 損害保險國營再保險法……………一〇四
- 八八 有機合成事業法……………一〇五
- 八九 輸出毛織物取締法……………一〇七
- 九〇 商業組合法中改正法律……………一〇八
- 九一 石炭配給統制法(修)(衆附)……………一一一
- 九二 損害保險國營再保險特別會計法……………一一六

遞 信 省

- 九三 東北振興電力株式會社法中改正法律……………一一七



鐵道省

九四 金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律……………一二七

九五 自動車交通事業法中改正法律(修)……………一一八

拓務省

九六 臺灣事業公債法中改正法律……………一二三

九七 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律……………一二四

九八 朝鮮事業公債法中改正法律……………一二四

九九 昭和十三年法律第二十三號中改正法律(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件)……………一二四

一〇〇 臺灣私設鐵道補助法中改正法律……………一二五

一〇一 樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律……………一二五

一〇二 樺太地方鐵道補助法中改正法律……………一二五

厚生省

一〇三 職員健康保險特別會計法……………一二六

厚生省

一〇四 船員保險特別會計法……………一二七

一〇五 船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律……………一二八

一〇六 職業紹介法中改正法律……………一二八

一〇七 國民優生法(修)(衆附)(貴希)……………一二八

一〇八 國民體力法(修)(衆附)……………一三三

參照(審議未了ノ政府提出法律案)

一 癩豫防法中改正法律案……………一四〇

二 日本瓦斯用木炭株式會社法案……………一四二

法律案審議經過一覽表……………一四五



第七十五回  
帝國議會  
新法律の要旨

内閣

一 昭和十三年法律第五十三號中改正法律(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件)

(昭和十五年三月二十七日公布  
法律第九號)

本改正法は印刷局に於ける事業量の増大に伴ふ据置運轉資本の不足を補ふ必要上昭和十三年法律第五十三號第一條第一項但書を改正し借入金法定額を「四百萬圓」より「七百萬圓」に増加することとしたのである。

二 東北興業株式會社法中改正法律

(昭和十五年四月一日公布  
法律第八十號)

本改正法の趣旨は東北興業株式會社の事業を擴充するに方り政府補給金の限度「五百五十萬圓」を「八百五十萬圓」に擴充せむとするに在る。

衆議院希望條項

- 一 政府ハ東北興業並東北振興電力兩株式會社ノ從來ノ經營方針ガ消極且官僚的ナルニ鑑ミ是ガ是正ニ就キ適當ナル處置ヲ講ズベシ
- 二 政府ハ東北地方ガ農業ヲ中樞トスル特殊性アルニ鑑ミ東北興業株式會社ヲシテ右特殊性ニ適應スル事業ノ實現ヲ期セシムルヤウ適當ナル處置ヲ講ズベシ

内閣



三 大正十一年法律第五十二號中改正法律(統計資料實地調査ニ關スル件) (昭和十五年三月二十三日公布) (法律第二十號)

本改正法は從來の實地調査に依る統計資料蒐集の範圍(農業及勞働)を擴大して、新に「技術」に關しても之を行ひ、以て統計資料の整備を圖らむとするものである。

四 會計検査院法中改正法律 (昭和十五年三月二十八日公布) (法律第二十一號)

本改正法は會計検査院に於ける検査事務増加の爲同院に二課を増設し以て検査能力の充實を圖らむとするものであつて、從來の検査官の定員「十四員」を「十六員」に副検査官専任定員「二十四員」を「二十八員」に増員し、各部に屬する検査官を從來の「三員又ハ四員」から「三員乃至五員」に改めたのである。

五 恩給法中改正法律 (昭和十五年三月二十九日公布) (法律第二十一號)

本改正法は現下の事情に鑑み恩給法中恩給金額の分擔、加算年、普通恩給の停止、遺族の範圍等に關する規定を改正したもので其の要旨は次の如くである。

一、恩給の負擔に關する規定の改正

朝鮮、臺灣及樺太に於けるものを除き公立の小學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員及進教育職員並に其の遺族の恩給は其の學校又は幼稚園の所在地を管轄する府縣又は

之に準ずべき地方經濟の負擔に屬するのであるが、之等の者に一時恩給を給する場合負擔者たる地方經濟は勅令の定むる所により他の經濟に其の金額の分擔を請求することを得ることとした。(第十七條改正)

二、從軍者又は不健康業務服務者に對する恩給期間の加算規定に關する改正

從軍公務員戰地外に在りて戰務に服したるときは其の加算期間一月に付「一月半」を「一月」に短縮した。(第三十二條改正)

公務員外國鎮戎に服したるときは其の加算期間一月に付「一月半」より「一月半」以内と改めた。(第三十五條改正)

戰車乗員の戰車勤務に服したるとき其の期間の一月に付「半月以内」の加算をなす規定を新設した。(第三十七條ノ二)

不健康なる業務に服したる者に對する加算の規定を改正して、從來一年以上服務したる者にのみ加算してゐたのを六月以上服務したる者にも加算することとした。(第三十八條改正)

三、普通恩給停止に關する規定の改正(第五十八條改正)

從來三十五歳未歳の者は一樣に普通恩給の六分の一を停止されることになつてゐたが、本改正法は三十歳未満の者に對して更に多額の停止をなすこととし之に四分の一の停止をなすこととした。從來恩給年額千圓以上にして其の恩給外の所得の年額五千圓を超ゆる者に對して恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額六千圓以上となるとき、其の超過額の二割に相當する額を一樣に停止してゐたのを、恩給年額千圓以上にして其



四  
 の恩給外の所得の年額四千圓以上の者にも恩給の停止をなすこととし、且つ恩給年額と恩給外所得の合計額六千圓以上となるときも従來の如く其の超過額の二割に相當する額を一律に停止することなく超過額の増加に従つて累進的に停止の額を増加することとした。

四、「委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律」の實施に伴ふ改正  
 委託又は郵便に依り戸籍届出をなしたる後届出人死亡したるとき其の遺族中の恩給受領者を決定する爲の規定を設けた。(第七十二條乃至第七十四條ノ二)

五、内地人たる公務員の植民地在勤に對する加算の規定の改正

内地人たる公務員が職務上一定期間引續き植民地に在勤したるとき在勤期間一月に付「半月」の加算をなすとの規定を改めて「半月以内」とした。(第九十一條改正)

六、危険地域内在勤者に對する加算の規定改正

從來國境警備又は理蕃の爲危険地域内に在勤する者に對して加算してゐたのを、滿洲國の國境警備に服する者にも加算することとし、加算の期間を一月に付「一月半」より「二月以内」とした。(第九十二條改正)

七、本法は昭和十五年四月一日より施行

〔參考〕 恩給統計 (内閣恩給局長裁定ニ係ルモノ)

一、普通恩給年額、人員及一人當平均年額 (昭和十三年末)

公務員別	高等官			判任官(准士官以下)			合計		
	人員	年額	一人當平均	人員	年額	一人當平均	人員	年額	一人當平均
文官	一九三六八	二〇、五七〇、三三三	一、〇六二	二九、六四二	一三、六九七、七三三	四五七	四九、〇二九	三三、二六七、九五五	六九六
軍人	二四、四四三	二九、九〇、四五六	一、二三四	四〇、七五	三九、六七五、七三三	二八三	一六五、一五八	六九、五九六、一八九	四二
其他	六八二〇	七、二七八、八九	一、〇七七	一五、九九〇	五、六五五、九六	三五三	二二、八〇〇	一二、七五五、七八〇	五五九
計	五〇、六三一	五七、六五五、〇〇〇	一、二二六	一八六、三六六	五八、九四一、六四四	三二六	二三六、九七七	二六五、七六、七六四	四九一

二、増加恩給人員及金額 (昭和十三年末)

公務員別	人員	金額	備考
文官	一一八	一三三、〇九九	普通恩給併給額ヲ含ム(以下同ジ)
軍人	一五、四〇〇	一〇、五九六、九三三	
其他	二四	一四、五六六	
合計	一五、五五二	一〇、七四四、五九八	

三、傷病年金人員及金額 (昭和十三年末)

公務員別	人員	金額	備考
文官	六人	一、三八四	



軍人	一一、三七〇	二、五四一、九八八	
其ノ他			
合計	一一、三七六	二、五四三、三七二	

四、遺族扶助料人員及金額 (昭和十三年末)

公務員別	人員	金額	備考
文官	二七、〇二七	九、一四九、八二七	
軍人	一一〇、〇八二	三三、七二四、三〇六	
其ノ他	八、〇二八	二、〇四八、六九八	
合計	一四五、一三七	四三、九二二、八三一	

五、一時恩給、一時扶助料及傷病賜金支給總額及人員 (昭和十三年中裁定ニ係ルモノ)

公務員別	一時恩給		一時扶助料		傷病賜金	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
文官	一、八八七	一、二一九、七八八	四二〇	四五〇、八九五	一	
軍人	二〇六	八八、四二二	六二	二九、七一四	四七一	二七五、四八四
其ノ他	五七二	二四五、八七三	一四三	一四六、〇三四		
合計	二、六六五	一、五五四、〇八三	六二五	六二六、六四三	四七一	二七五、四八四

内務省

六 地方税法

(昭和十五年三月二十九日公布 法律第六十號)

本法は國民負擔の均衡化及地方團體財政の基礎の確立を期すると共に地方税制の簡易化を圖る目的を以て制定せられたるもので其の要旨は次の如くである。

第一、總則

一、地方税とは府縣稅及市町村稅を謂ふ。(第一條)

府縣稅として課することを得べきもの

(イ) 普通稅 國稅附加稅

獨立稅

(ロ) 目的稅

市町村稅として課することを得べきもの

(イ) 普通稅 國稅附加稅

府縣稅附加稅

獨立稅

(ロ) 目的稅

(第二條)

二、納稅義務者

内務省



地方團體(府縣及市町村)内に住所、居所、家屋敷、事務所又は營業所を有する者、地方團體内に於て土地、家屋又は物件を所有し、使用し又は占有する者及地方團體内に於て一定の行爲を爲す者(第四條、第五條)

三、課税除外

左に掲ぐるものに對しては地方税を課することを得ない。但し(イ)(ハ)及(ニ)に掲ぐる土地、家屋又は物件を他に使用収益せしむる場合に於て其の使用収益を爲す者に課するは此の限りでない。

(イ) 神社、寺院又は教會の用に供する建物及其の境内地又は構内地 但し有料で使用するものを除く

(ロ) 國、地方團體其他勅令を以て指定する公共團體の事業又は行爲

(ハ) 國、地方團體其他勅令を以て指定する公共團體に於て公用又は公共用に供する家屋又は物件、但し有料で使用するものを除く

(ニ) 國有の土地、家屋又は物件

(ホ) 地租法第六十五條及第六十六條の規定に依り地租を免除せられたる土地、但し其の年度分に限る

右に掲げたるものを除く外、地方税を課することを得ざるものは法律を以て規定することが出来る。

(第十二條)

四、課税免除及不均一課税

地方團體は公益上其他の事由に依り課税を不適當とするときは課税を爲さず、又公益上其他の事由に因り必要あるときは不均一の課税を爲すことが出来る(第十三條)、地方團體の一部に對し特に利益ある事件

に關しては不均一の課税を爲し又は其の一部に課税することを得る。(第十四條)

五、徴收手續

地方税徴收手續には普通徴收と特別徴收とがある。

(イ) 普通徴收 市町村が其の市町村内の府縣税を徴收し、又は自ら其の市町村税を徴收することを謂ふ。(第十五條、第十八條)

(ロ) 特別徴收 内務大臣及大藏大臣の指定する地方税に付地方團體が其の徴收の便宜を有する者をして之を徴收せしめ、又は其の地方團體に於て發行する證紙を以て之を拂込ましむることを謂ふ。(第三十五條、第四十二條)

第二、普通税

一、府縣税

(イ) 附加税 國税附加税として課することを得べき府縣税は地租、附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税の四目である。(第四十四條)

地租附加税、家屋税附加税又は營業税附加税の賦課率が本税の百分の百を超ゆるときは原則として内務大臣及大藏大臣の許可を受くることを要し、(第四十六條)鑛區税附加税の賦課率は本税の百分の十を超ゆることが出来ない。(第四十七條)

(ロ) 獨立税 獨立税として課すことを得べき府縣税は、段別税、船舶税、自動車税、電柱税、不動産取



得税、漁業權税、狩獵者税、藝妓税の八目である。(第四十八條)

此内段別税の賦課率に關しては制限がある。(第四十九條)

二、市町村税

(イ) 附加税 國税附加税として課することを得べき市町村税は府縣税に於けると同様、地租附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税の四目である。(第五十七條)此内前三者の賦課率が本税の百分の二百を超ゆるときは原則として府縣知事の許可を必要とし、鑛區税附加税の賦課率は本税の百分の十以内たるを要する。(第六十一條、第六十二條)

府縣税附加税として課することを得べき市町村税は、段別税附加税、船舶税附加税、自動車税附加税、電柱税附加税、不動産取得税附加税、漁業權税附加税、狩獵者税附加税、藝妓税附加税の八目である。

此内段別税附加税の賦課率には一定の制限がある。(第五十八條、第六十條)

(ロ) 獨立税 獨立税として課することを得べき市町村税は、市町村民税、舟税、自轉車税、荷車税、金庫税、扇風機税、屠畜税、犬税の八目であるが、府縣に於て府縣獨立税を課せないときは市町村は之を市町村獨立税として課することを得るし、之等以外に内務大臣及大藏大臣の許可を受けて特別の獨立税を課することが出来る。(第六十三條)

此内市町村民税は原則として

(1) 市町村内に一戸を構へる個人又は獨立の生計を営む個人

(2) (1)に該當せざるも市町村内に事務所、營業所又は家屋敷を有する個人

(3) 市町村内に事務所又は營業所を有する法人

に對して之を課し、(第六十四條)其の納税義務者一人に對する賦課額は人口七十萬以上の市に於ては二千圓其の市の市に於ては千五百圓町村に於ては千圓を超過することを得ない。(政府原案は納税義務者一人に對する賦課額をして一律に千圓を超過せしめぬこととしてゐた)又此税の賦課總額は

人口七十萬以上の市に付ては八圓

其の他の市 付ては六圓

町村 付ては四圓

に此税の納税義務者數を乗じたる額の範圍内たることを要する。(第六十六條)

第三、目的税

一、都市計畫税 府縣及市町村は都市計畫法の施行に要する費用に充つる爲地租割、家屋税割、營業税割、府縣税獨立税割、市町村税獨立税割等の都市計畫税を課することを得、その賦課率は、府縣に付ては

地租割 地租の百分の二十五以内

家屋税割 家屋税の百分の二十五以内

營業税割 營業税の百分の二十五以内



府縣稅獨立稅制

市町村に付ては

地租制

家屋稅制

營業稅制

府縣稅獨立稅制

市町村稅獨立稅制

である。

府縣稅獨立稅の百分の十三以内

地租の百分の六十八以内

家屋稅の百分の六十八以内

營業稅の百分の六十八以内

府縣稅獨立稅の百分の三十四以内

市町村稅獨立稅の百分の三十四以内

市町村民稅に對しては市町村稅獨立稅制を課することを得ない。尙市町村は内務大臣及大藏大臣の許可を受け右に掲ぐるものの外別に稅目を起して都市計畫稅を課することが出来る。(第七十五條、第七十六條)

二、水利稅 府縣は水利に關する事業に要する費用に充つる爲該事業に因り特に利益を受くる土地に對し水利稅(地租割及段別割)を課することを得る、但し其の賦課額は當該土地の受益の限度内たることを要す。(第七十七條)

三、水利地益稅 市町村は水利に關する事業其他土地の利益となるべき事業に要する費用に充つる爲該事業に因り利益を受くる土地に對し水利地益稅(地租割、段別割)を課することを得る。但し其の賦課額は當該地の受益の限度内たるを要す。(第七十八條)

四、共同施設稅 市町村は共同作業場、共同倉庫、共同集荷場其他之に類する施設に要する費用に充つる

爲當該施設に因り特に利益を受くる者に對し共同施設稅を課することを得る。其の賦課額も亦當該納稅義務者の受益の限度内たるを要する。

第四、附則

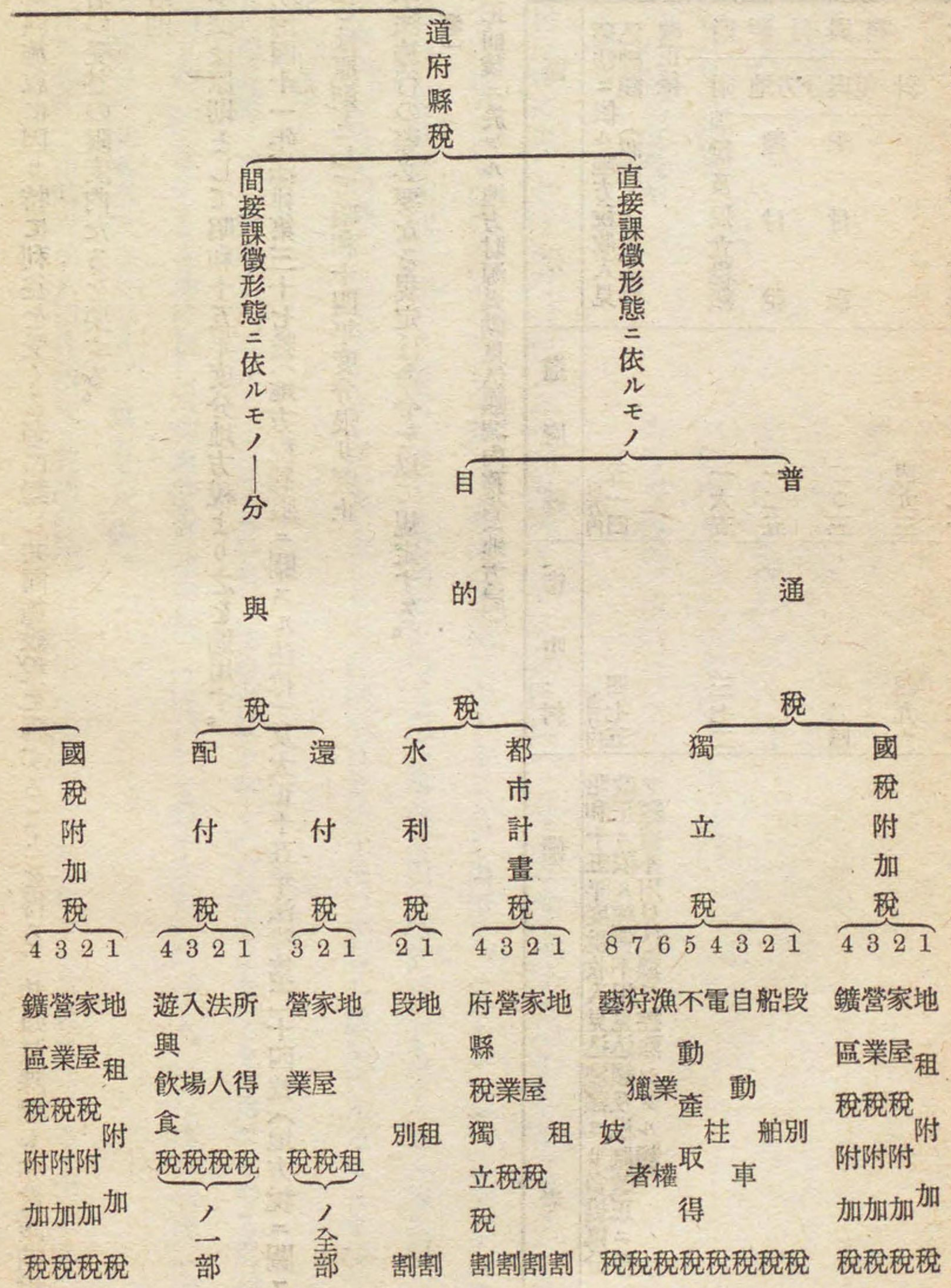
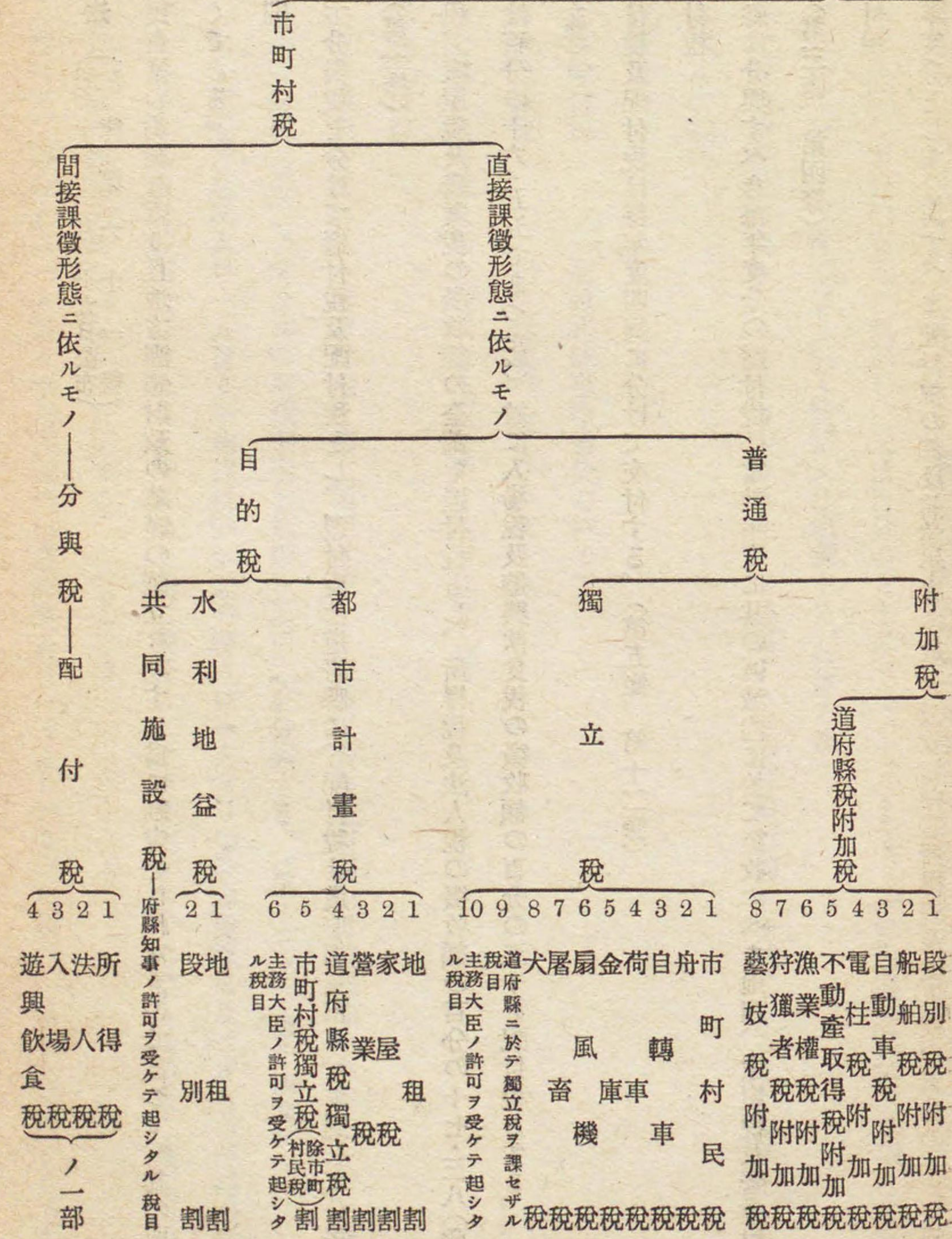
- 一、本法は原則として昭和十五年度分地方稅より之を適用す。
- 二、明治四十一年法律第三十七號(地方稅制限ニ關スル法律)及大正十五年法律第二十四號(地方稅ニ關スル法律)は原則として昭和十四年度分限り廢止
- 三、本法施行の際必要な規定は命令を以て規定する。

〔參考〕

改正前後ニ於ケル地方財源異動見込額調内務省(地方局)

比	區 分				備 考
	道	府	縣	市町村	
舊法ニ依ル地方稅收入見込總額(昭和十五年度)改正後	五	百	四	四	昭和十五年度稅收入見込總額ヨリ負擔區分改正ニ依ル經費不用見込額及稅制改正ニ伴フ經費不用見込額ヲ控除シタル額
財源附加稅及獨立稅額	一	六	五	三	
地方分還付稅	一	二	五	一	
地方分付稅	二	〇	三	四	
與分付稅	四	九	三	六	
計稅	二	一	二	一	
較(△不足)	△				







七 地方分與税法

(昭和十五年三月二十九日公布)  
(法律第六十一號)

本法は國民負擔の均衡を圖り且地方團體財政の基礎の確立を期する爲に制定せられたものであつて、其の要旨は次の如くである。

第一 總則

一、地方分與税を分けて還付税及配付税とし、還付税は道府縣に、配付税は道府縣及市町村に對して分與する。(第一條)

二、地租、家屋税及營業税の徴收額の全部を還付税とし、所得税及法人税の徴收額の百分の十七・三八(政府原案は百分の十六・五五であつた。)並に入場税及遊興飲食税の徴收額の百分の五十を配付税とする。

(第二條)

三、還付税及配付税は毎年度四回に分けて交付する。(第五條、第十二條)

第二 還付税

各道府縣に分與すべき毎年度分の還付税は當該年度に其の区域内に於て徴收すべき地租、家屋税及營業税である。(第三條、第四條)

第三 配付税

一、毎年度分として分與すべき配付税の額は前前年度に於て徴收したる所得税及法人税の百分の十七・三八

(政府原案では百分の十六・五五)並に入場税及遊興飲食税の百分の五十とし、右の配付税の額が前年度に於ける分與額の百分の百十を超過し、又は百分の九十に不足するときは、其の超過額又は不足額は之を當該年度に於て分與すべき額より夫々減額又は増額する。(第六條)

二、地方財政の情況上必要あるときは毎年度分として分與すべき配付税の額を増減することが出来る。

(第七條、第八條)

三、配付税は

道府縣配付税 配付税總額の百分の六十二

市町村配付税 配付税總額の百分の三十八

の割合を以て道府縣及市町村に對して分與する。(第十條)

四、道府縣配付税

(イ) 道府縣配付税は第一種配付額と第二種配付額とに分ち、夫々道府縣配付税總額の半額とし、前者は道府縣の課税力を、後者は其の財政需要を標準として之を分與する。(第十三條、第十四條)

(ロ) 第一種配付額は人口一人當り平均課税額が道府縣人口一人當り標準課税額に及ばざる道府縣に對して、其の不足額に當該道府縣の人口を乗じたる額に按分して之を分與する。(第十五條)第二種配付額は當該道府縣の割増人口に按分して分與する。(第十六條)

(ハ) 當該道府縣の人口一人當り平均課税額が道府縣人口一人當り標準課税額の一倍半を超過する道府縣



に對しては第二種配付額を分與しない。又當該道府縣配付税額の人口一人當り平均額及其の人口一人當り平均課税額の合計が道府縣人口一人當り標準課税額の一倍半を超過する道府縣に付ては其の超過額に當該道府縣の人口を乗じたる額を配付税の分與額より減額する。(第十七條)

(三) 右の如くして減額したる額は(ハ)に掲げたるものに該當せざる道府縣に對して當該道府縣の割増人口に按分して之を再分與する。(第十八條)

五、市町村配付税

(イ) 市町村配付税は大都市(人口七十萬以上)配付税、都市(人口七十萬未滿)配付税及町村配付税の三種とする。(第十九條)

(ロ) 大都市配付税、都市配付税及町村配付税の各總額は

(1) 市町村配付税總額の半額を、大都市都市又は町村の平均一人當り課税額を市町村人口一人當り標準課税額より控除したる殘額に各總人口を乗じたる額に按分したる額

(2) 市町村配付税總額の半額を大都市、都市及町村の各總人口に按分したる額の合算額とする。(第二十條)

(ハ) 大都市配付税

(1) 大都市配付税は大都市の課税力を標準としたる第一種配付額と其の財政需要を標準としたる第二種配付額とに分ちて之を分與する。(第二十一條)而して此兩者は夫々大都市配付税總額の半額である。

(第二十二條)

(2) 第一種配付額は人口一人當り平均課税額が大都市人口一人當り標準課税額に不足する市に對して其の不足額に當該市の人口を乗じたる額に按分して分與し(第二十三條)、第二種配付額は當該市の割増人口に按分して分與する。(第二十四條)

(3) 人口一人當り平均課税額が大都市人口一人當り標準課税額の一倍半を超過する市に對しては第二種配付額を分與しない。又配付税の人口一人當り平均額及人口一人當り平均課税額の合計が大都市人口一人當り標準課税額の一倍半を超過する市に付ては其の超過額に當該市の人口を乗じたる額を配付税の分與額より減額する。(第二十五條)

(4) 右の如くして減額したる額は(3)に掲げたるものに該當せざる市に對して其の割増人口に按分して之を再分與する。(第二十六條)

(ニ) 都市配付税

(1) 都市配付税は都市の課税力を標準として分與すべき第一種配付額、其の財政需要を標準として分與すべき第二種配付額及び特別の事情ある都市に對して其の事情を斟酌して分與すべき第三種配付額とに分ち、(第二十七條)夫々都市配付税總額の百分の四十七・五、百分の四十七・五及び百分の五とする。

(第二十八條)

(2) 第一種配付額は人口一人當り平均課税額が都市の人口一人當り標準課税額に不足する市に對して其



の不足額に當該市の人口を乗じたる額に按分して分與し、(第二十九條) 第二種配付額は當該市の割増人口に按分して分與する。(第三十條) 而して第三種配付額の分與方法は命令を以て之を定める。

(第三十一條)

(3) 人口一人當り平均課税額が都市人口一人當り標準課税額の一倍半を超過する市に對しては第二種配付額を分與しない。又配付税の人口一人當り平均額及人口一人當り平均課税額の合計が都市人口一人當り標準課税額の一倍半を超過する市に付ては其の超過額に當該市の人口を乗じたる額を配付税の分與額より減額する。(第三十二條) 以上の如くして減額したる額は第三種配付額に加へる。(第三十三條)

(ホ) 町村配付税

町村配付税の配付額の區別、其の町村配付税總額に對する比率及其の配付方法は都市配付税の場合と殆ど同様である。(第二十四條乃至第四十條)

#### 第四 補則及附則

- 一、本法施行に關する重要事項に付政府の諮問に應ずる爲地方分與税委員會を置き、之に關する規定は勅令を以て定める。(第四十四條)
- 二、本法に定むるものの外地方分與税に關し必要な事項は命令を以て規定する。(第四十六條)
- 三、本法は昭和十五年四月一日より施行す。(第四十六條) 但し本法は地方税制度の根本的改革による地方税收入の激變を緩和せんとして昭和十五年度より昭和十九年度に至る迄を本法の全部的施行の準備期間とし、附則(第四十六條乃至第七十四條)中に詳細なる経過規定を設けてゐる。

#### 八 府縣制中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
(法律 第六十二號)

本改正法は地方制度の改正に伴ひ府縣制中の關係法規に必要な改廢を加へたものである。

#### 九 市制中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
(法律 第六十三號)

本改正法は地方税制度の改正に伴ひ市制中の關係法規に必要な改廢をなしたものである。

#### 一〇 町村制中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
(法律 第六十四號)

本改正法は地方制度の改正に伴ひ町村制中の關係法規に必要な改廢をなしたものである。

#### 一一 北海道會法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
(法律 第六十五號)

本改正法は地方税制度の改正に際し北海道地方税及其の賦課徴收に付ては之を地方税法の規定によらしめむが爲北海道會法中の關係法規に必要な改廢をなしたものである。



二 北海道地方費法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第六十六號

本改正法は地方税制度の改正に際し北海道地方税及其の賦課徴収に付ては之を地方税法の規定によらしめむが爲北海道地方費法中の關係法規に必要な改廢をなしたものである。

一三 地方分與税分與金特別會計法

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第六十七號

本法は地方分與税法に依る地方分與税分與金の會計は之を特別とし一般の歳入歳出と區分して經理する必要(第一條)から之を制定することとなつたもので其の大意は次の如くである。

一、本會計に於ける歳入は地租、家屋税及營業税の收入、配付税分與の爲の一般會計よりの受入金、積立金より生ずる收入、借入金及附屬雑收入であつて其の歳出は還付税及配付税の分與金、借入金の償還金及利息其の他の諸費である。(第二條)

二、本會計の歳出額は其の歳入及積立金の合計額を超ゆることを得ない。(第三條)

三、本會計に屬する經費を支辨する爲必要のとき政府は本會計の負擔に於て借入を爲し得る。(第四條)

四、政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を調製し歳入歳出總豫算と共に之を帝國議會に提出せねばならぬ。(第八條)

五、本會計の毎年度歳出豫算に於ける支出殘額は之を翌年度に繰越し使用し得る。(第九條)

一四 神宮關係特別都市計畫法

(昭和十五年四月一日公布)  
法律第七十五號

本法は神宮に關する施設を整備し以て神宮の尊嚴を保持し皇國精神の昂揚に努めるは國體の本義に照し極めて緊急のことであるのに鑑み其の施設中都市計畫に關するものを行政官廳に於て實施することとしたのである。

要 旨

一、本法の適用範圍及事業の主體

本法は神宮に關係ある宇治山田都市計畫事業にして主務大臣の指定するものに適用する。本都市計畫事業は、一般の都市計畫の場合と異り特に行政官廳が之を執行する。(第一條)但し事業執行費用に付ては其の一部を關係公共團體をして負擔せしめることが出来る。(第二條)

一、換地豫定地の指定、移轉立退命令權

行政官廳が土地區劃整理施行の爲必要ありと認めたるときは換地豫定地を指定し、相當の期間を定めて、土地區劃整理施行地區内に存する建物其他の物件の所有者に其の移轉を命じ、又之等物件の占有者の立退を命ずることを得る。但し移轉又は立退による損失は補償する。(第四條)

三、土地區劃整理後に於ける宅地面積の減少に對する補償

整理施行後の宅地(勅令に依り公共用土地と定むるもの以外の土地)の總面積が施行前の其より一割以上減少した場合、一割を超過した部分に對し補償金を交付する。(第五條)



四、土地區劃整理委員會

(二)及(三)の補償金額及土地區劃整理施行の場合に於ける設計及換地處分に關する事項は土地區劃整理委員會の意見を聞いて定める。而して本委員會に關する規定は勅令を以て定める。(第三條)

五、補償金額、行政官廳の命令處分等に關する裁判申請權

本法の規定に依る補償金額に付不服ある者は通常裁判を、又本法に基き行政官廳の爲したる處分に不服ある者及行政官廳の違法處分に因り權利を毀損せられたりとする者は行政裁判又は訴願を請求することを得る。

(第九條、第十條)

六、施行期日は勅令を以て定める。(附則)

一五 都市計畫法中改正法律

(昭和十五年四月一日公布 法律第七十六號)

本改正法の要旨は次の如くである。

一、第一條の都市計畫の定義中に「交通、衛生、保安、經濟等ニ關シテ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計畫」とあるのを改正して、「保安」の下に「防空」を加へ、之に伴ひ新に「綠地」に關する規定を設けた。

二、都市計畫として決定した公園、綠地及廣場の境域内並に都市計畫として決定したる土地區劃整理の區域内に於ける建築物の制限に關する規定を勅令を以て定めることとした。(第十一條ノ二)

三、土地區劃整理の實施に因り道路、廣場、運河、公園其の他の公共用に供すべきものとなつた土地を國又は

公共團體の所有地に編入する旨の規定を新設した。(第十五條ノ三)

四、施行期日 勅令を以て定める。(附則)

大 藏 省

一六 昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

(昭和十五年三月二十七日公布 法律第六十六號)

本法の趣旨は政府は昭和十五年度一般會計歳出及同年度歳出豫算翌年度繰越額の財源に充つる爲他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十五年度及十六年度に於て「十七億千二百十萬圓」を限り公債を發行し又は借入金を爲すことが出來(第一條、第二條)、前記公債の發行價格差減額を補填する爲必要な場合前記制限以外に公債を發行し又は借入金を爲し得ると謂ふのである。(第三條)

〔參考〕 昭和十四年六月末國債所有者別所有額(額面)調 大藏省理財局

所 有 者	所 有 額
政 府	五、〇三三、七七二
政 府 關 係 共 濟 組 合	二二五、三〇三
地 方 公 共 團 體	六六、九八四
特 殊 銀 行 (中 央 金 庫 を 含 む)	三、〇三九、二二一
普 通 銀 行	四、一三五、一九八
貯 蓄 銀 行	一、六三七、〇五三
保 險 會 社	六六二、六一二
信 託 會 社	三三二、二八七

大藏省



大蔵省

其ノ他

計

三、三二四、〇二八  
一八、四四五、四五一

二六

一七 昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(昭和十五年三月二十六日公布)  
法律第五號

本改正法は支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲昭和十二年法律第八十四號に依り起債し得る金額「百四億三十萬圓」の外に更に「三十六億七千三百九十萬圓」を限り公債の發行限度を増加し、從て起債し得る總額を「百四十億七千四百二十萬圓」と爲したものである。

一八 造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル法律

(昭和十五年三月二十七日公布)  
法律第七號

本法の趣旨は造幣局東京出張所の廳舎、工場其の他の建物及其の附屬設備の新營擴張に要する經費に充用する爲造幣局資金の内三百萬圓を限度として昭和十五年度及十六年度に互り一般會計に繰入れることが出來ると謂ふのである。

一九 所得稅法改正法律 要旨

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第二十四號

第一 總則

一、課稅對象—本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人(第一條)。但本法施行地に資産又は事業を有するとき、公社債預金利子等の利益の支拂を受けるとき、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より利益若は利息の配當又は剩餘金の分配を受けるとき、本法施行地に於て俸給、給料、年金、恩給、賞與等を受けるときは其の所得に付てのみ納稅の義務がある。(第二條)

一、課稅除外—北海道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體、神社及公益法人。(第四條)

三、課稅免除—命令を以て指定する重要物産の製造、採掘又は採取を業とする個人に對し開業の年及其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得。(第五條)

四、所得稅の種類—分類所得稅及綜合所得稅の二種。(第九條)

第二 分類所得稅

一、分類所得稅の課稅客體(第十條)

イ、不動産所得—不動産、不動産上の權利又は船舶の貸付に因る所得

ロ、配當利子所得

甲、種—本法施行地に於て支拂を受くる公社債又は預金の利子及合同運用信託の利益等

乙、種—營業に非ざる貸金の利子並甲種に屬せざる公社債又は預金の利子、合同運用信託の利益等

ハ、事業所得

甲、種—物品販賣業、金錢貸付業、製造業、運送業等其の他命令を以て定むる營業の所得

大蔵省

二七



- 乙、種—農業、畜産業、水産業等の所得、其の他の種目に屬せざる總ての所得
- 三、勤勞所得
  - 甲、種—本法施行地に於て支拂を受くる俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞與等
  - 乙、種—甲種に屬せざる俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞與等
- ホ、山林の所得
- ヘ、退職所得
  - 甲、種—本法施行地に於て支拂を受くる一時恩給及退職給與等
  - 乙、種—甲種に屬せざる一時恩給及退職給與等
- 二、課税除外(第十一條)
  - 軍人及軍屬の從軍中の俸給、手當及賞與、傷痍疾病者の恩給並遺族の恩給及年金、旅費、學資金及法定扶養料、郵便貯金の利子、元本三千圓を超えざる銀行貯蓄預金、産業組合貯金其の他命令を以て定むる預金の利子
  - 三、第十二條は分類所得税を課すべき所得の算出方法を規定して居る。
  - 四、免稅點及基礎控除(第十四條、十五條、十六條、十七條)
    - イ、不動産所得—免稅點は二百五十圓(政府原案の百圓を衆議院修正)
    - ロ、配當利子所得—甲種にはなく、乙種は免稅點百圓

- ハ、事業所得—年五百圓の控除(政府原案の四百圓を衆議院修正)
- ニ、勤勞所得—年七百二十圓の控除(政府原案の六百圓を衆議院修正)
- ホ、山林所得—年五百圓の控除(政府原案の四百圓を衆議院修正)
- 五、稅率(第二十一條)
  - イ、不動産所得—百分の十
  - ロ、配當利子所得
    - 甲、種—國債の利子は百分の四、國債以外の公債の利子は百分の九、其の他は百分の十
    - 乙、種—百分の十
  - ハ、事業所得
    - 甲、種—百分の八・五
    - 乙、種—百分の七・五
  - ニ、勤勞所得—百分の六
  - ホ、山林所得—千六百圓以下は百分の五、以上は百分の七・五
  - ヘ、退職所得—二萬圓以下は百分の六、二萬圓を超える金額は百分の十二、十萬圓を超える金額は百分の二十五、五十萬圓を超える金額は百分の四十
  - 六、控除(第二十四條、第二十五條)



イ、甲種の勤勞所得に對しては其の年一月一日現在の扶養家族一人に付年百五十圓の割合に依り給與の支給期間に應じて算出したる金額の百分の八に相當する金額を控除する。而して綜合所得税を受くる者は之が控除なし。

ロ、不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林所得に對しては其の年一月一日現在の扶養家族一人に付百五十圓の百分の八を控除する。

ハ、扶養家族とは同居の妻、並同居の戸主及家族中十八歳未満若は六十歳以上又は不具廢疾者

ニ、生命保險契約の爲に拂込みたる保險料あるときは二百圓以内に於て命令を以て定むる金額の百分の

六に相當する金額を不動産所得、事業所得、勤勞所得又は山林所得に對する分類所得税額より控除する。(衆議院修正追加第二十六條ノ二)

第三 綜合所得税

一、綜合所得税は個人の總所得に付之を賦課する。但し第一條に該當せざる個人に在りては本法施行地に於ける資産又は事業より生ずる所得に付てのみ賦課する。(第二十八條)

而して課税除外は大體分類所得税と同じである。(第二十九條)

二、第三十條は個人の總所得算出方法を規定して居る。

三、免稅點—總所得金額五千圓以下(第三十二條)

四、税率—五千圓を超える部分に對し百分の十乃至百分の六十五の累進税率に依り課税(第三十三條)

第四 申告、申請、調査及決定

一、納税義務者(甲種勤勞所得税を除く)は毎年三月十五日迄に所得の種類及金額等申告の義務がある。(第三十四條)

二、所得金額は所得調査委員會の調査に依り政府に於て之を決定する。(第三十六條)

三、所得金額を決定したるときは政府は之を納税義務者に通知する。(第三十九條)

第五 所得調査委員會

一、所得調査委員會は各稅務署管内に之を置く。但し稅務署管内に在る市に付ては命令を以て特に所得調査委員會を置くことが出来る。(第四十條)

二、所得調査委員の任期は四年である。(第五十三條)

三、所得調査委員會は稅務署長の通知に依り之を開き開會日數は三十日以内とす。(第五十八條、第五十九條)

第六 審査、訴願及行政訴訟

一、納税義務者、政府の通知せる所得金額に對し異議あるときは不服の事由を附し政府に審査の請求を爲し得る。(第六十七條)

二、所得審査委員會の決議に依る政府の決定に不服ある者は訴願又は行政訴訟を爲し得る。(第七十一條)

第七 徴收



- 一、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得又は甲種の退職所得に對する分類所得税は源泉課税。(第七十二條)
- 二、不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林所得及乙種の退職所得に對する分類所得税並綜合所得税は賦課課税にして年額を四分す。(第七十三條)

第八 雜則

- 一、義務者災害、失業其の他の事由に因り著しく資力を喪失し納税困難と認むるときは政府は所得税を輕減又は免除することが出来る。(第七十五條)
- 二、俸給、給料、歳費、年金、恩給若は賞與等の支拂者は命令の定むる所に依り必要な事項を政府に申告せねばならぬ。(第七十九條)
- 三、北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は所得税附加税を課することが出来ない。(第八十七條)

第九 罰則

詐偽其の他不正の行爲に依り遁脱したる者に對する罰金其の他の規定がある。(第八十八條乃至第九十六條)

第十 施行期日

本法は昭和十五年四月一日より施行する。(第九十七條)

〔參考〕

稅收見込額は初年度九億一千四百萬圓、平年度九億九千六百萬圓である。

二〇

法人稅法

(昭和十五年三月二十九日公布  
法律 第二十五號)

今回の稅制體系整理に伴ひ法人に對する課税の適正簡明を圖らんが爲現行の第一種所得稅法人資本稅等を整理統一し單一法に規定することとなつたのが此の法律で其の要旨は左の如くである。

一、課税の對象(第一條、第二條)

- イ、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に對しては其の所得及資本の全部
- ロ、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人に對しては本法施行地に於ける資産又は營業の所得及之に關する資本

二、課税客體

- イ、課税客體は各事業年度の所得、清算所得、各事業年度の資本(第三條)で法人の各事業年度の所得は各事業年度の總益金より總損金を控除した金額である。(第四條)
- ロ、法人が各事業年度に於て納付したる法人稅及臨時利得稅は之を所得の計算上損金に算入せぬ。(第四條)
- ハ、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度に於て生じた損金にして命令を以て定むるものは所得の計算上之を損金に算入する。(政府原案一年を衆議院三年に修正)

三、課税除外

道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體、神社及公益法人には法人稅を課せぬ。(第十一條)

四、課税免除

大藏省



重要物産の製造、採取を爲す法人には命令の定むる所に依り其の事業を開始した年及其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得に對し法人税を免除する。(第十二條)

五、控除

イ、法人が國債を所有するときは國債の利子額中其の國債を所有した期間の利子額の七割に相當する金額を其の所得より控除する。(第十三條)

ロ、法人の各事業年度分の臨時利得税額は當該事業年度の所得金額より之を控除する。(第十四條)

六、税率(第十六條)

イ、各事業年度の所得——本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は所得金額の百分の十八、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人は所得金額の百分の二十八

ロ、清算所得——所得金額の百分の十八

ハ、各事業年度の資本——資本金額の千分の一・五

ニ、法人が各事業年度に於て納付した所得税法に依る配當利子所得に對する分類所得税額は命令の定むる所に依り當該事業年度の所得に對する法人税額より之を控除するも控除せらるべき分類所得税は法人の所得計算上之を損金に算入せぬ。

七、納税義務者の申告義務

納税義務ある法人は財産目録、貸借対照表、損益計算書又は清算若は合併に關する計算書並所得金額及資本

金額の明細書を添附し其の所得金額及資本金額を政府に申告せねばならぬ。(第十八條)

八、北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は法人税附加税を課するを得ない。(第三十三條)

宗教團體法第三十五條第一項の佛堂に對しては法人税を課さない。(第四十一條)

〔参考〕

税收見込額本年度二億六千四百八十七萬一千圓、平年度五億八百五十九萬七千圓である。

二二

特別法人税法

(昭和十五年三月二十九日公布  
法律第二十 六 號)

産業組合、商業組合或は之に準ずべき特別法人に課税すべきや否やは從來屢論議せられた所である。本法は「時局ニ顧ミ當分ノ内應分ノ負擔ヲ爲サシムルガ爲」所謂負擔分任の精神と擔税力を前提として之等特別法人を對象とした「特別法人税」創設の必要に基くもので其の要旨は左の如くである。

一、本法の所謂「特別法人」とは即「産業組合、商業組合、工業組合、貿易組合及其ノ各聯合會並漁業協同組合及漁業組合聯合會、蠶絲共同施設組合、産業組合商工組合各中央金庫」之である。(第二條)

一、本税は特別法人の「剩餘金ニ付」賦課される(第三條)、而して剩餘金は「各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額」である(第四條)、此の金額の算出方法に就ては孰れも詳細なる規定を設け以て疑問の餘地なからしめてゐる。(第四條——第八條)

一、税率は「百分ノ六」である。(第九條)(政府原案百分の九を衆議院修正)



一、剩餘金額は特別法人の申告に基く(第十條)、尤も申告せざるときは申告の不相當なるときは政府が之を決定する(第十一條)、此の「決定」は法人に通知し(第十三條)、異議ある法人の審査請求を認めてゐる。(第十四條)要するに特別法人はその本質に顧み一般營利法人に對する法人税とは之を區別して取扱ふことを主眼としたものに外ならない。收稅官吏の權限(第十二條)、脱稅法人に對する制裁(第十九條以下)等は一般法人のそれと全く變りない。尙衆議院の追加修正に依り「本法ニ依ル特別法人税ノ賦課ハ支那事變終了ノ年ノ翌年十二月三十一日迄ニ終了スル事業年度限り」とした。

〔參考〕

稅收見込額本年度十九萬五千圓、平年度九十七萬五千圓である。

### 二 配當利子特別稅法

(昭和十五年三月二十九日公布 法律 第二十七號)

本法は今回の稅制體系整理に伴ひ支那事變特別稅法に依る利益配當稅、公社債利子稅等を單一稅に規定したもので其の要旨は次の如くである。

- 一、租稅の對象は本法施行地に本店を有する法人より利益の配當を受ける者及本法施行地に於て公社債利子の支拂を受くる者である。(第一條)
- 二、租稅の客體は利益の配當又は公社債の利子である。(第二條)
- 三、次のものには之を課せない。(第四條)

イ、所得稅法其の他の法律に依り所得稅を課せられざる者の受くる利益の配當又は其の所有に屬する公社債の利子

ロ、配當率年一割以下の利益の配當

ハ、利率年四分以下の國債の利子及利率年四分五厘以下の公社債の利子

ニ、外貨債特別稅法第一條第二項に規定する外貨債の利子

### 四、稅 率(第五條)

イ、利益の配當

配當金中配當率年一割の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の十五

ロ、公社債の利子

利子金額中國債は利率年四分、公社債は利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分

の十五

### 四、所得稅との關係(第十三條)

配當利子特別稅を課せらるる利益の配當又は公社債の利子に付所得稅を課する場合は配當利子特別稅相當額を控除したる殘額に之を行ふ。

五、本法は昭和十五年四月一日より之を施行する。

〔參考〕

稅收見込額本年度二千十二萬三千圓、平年度二千二百二十六萬四千圓である。



二三 外貨債特別税法中改正法律 (昭和十五年三月二十九日公布) (法律第二十号)

本改正法は今回の税制改正に伴ひ負擔の均衡を圖らんとするもので外貨債利子金額中外貨國債に於ては利率年四分(現行五分)、外貨國債以外の外貨債に於ては利率年四分五厘(現行五分五厘)を超える利子額に十分の七を乗じたる金額を以て其の税額とすることとした(第五條)、之が爲同法第四條も從て改正せらるることとなり其の他の税法の改正に伴ひ多少の改正が加へられた。

[參考]

稅收見込額千二百三十五萬七千圓である。

二四 相続税法中改正法律 (昭和十五年三月二十九日公布) (法律第二十九号)

本改正法は負擔の適正を期すると共に總稅額に於て約三割程度の増稅を行ひ以て「國庫ノ增收ヲ圖ル」ことを主眼としてゐる。其の要旨は左の如くである。

- 一、死亡に因る相続に對して家族控除の制度を認めた(五條ノ二)、即ち相続財産(課稅價格)が家督相続に於ては五萬圓以下、遺産相続に於ては三萬圓以下の場合は「同居家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上又ハ不具廢疾ノ者」等につき「一人千圓ヲ控除ス」。
- 二、前項控除の結果課稅價格が五千圓(家督相続)、又は千圓(遺産相続)未滿の場合は課稅しないこととした

(六條後段)、舊法では之にも課稅してゐる。(八條附表)

三、課稅價格の階級別稅率を舊法と比較して相當程度高めた(八條)、之によつて三割以上の國庫增收を期待してゐるのである。

四、第十條は相続稅を課せらるべき相続開始後五年以内に更に相続開始するときは前の相続額に對する相続稅に相當する相続稅を免除し、相続開始後七年以内に更に相続開始するときは半額に相當する相続稅を免除することを規定して居るが前記の「五年以内」を「七年以内」に「十年以内」とした。(衆議院修正)

五、第十七條第二項として左の一項を加へた

「相続稅ヲ課スヘキ相続財産ノ價額中不動産及不動産ノ上ニ存スル權利並ニ信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クヘキ權利ノ價額ノ合計額カ相続財産ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ前項但書ノ期間ハ之ヲ十年以内トス」。

前項但書の期間とは年賦延納の期間のことである。

[參考]

稅收見込額本年度六千五百二十八萬二千圓、平年度一億四千百六萬七千圓である。

二五 建築税法 (昭和十五年三月二十九日公布) (法律第三十号)

本法は今回の税制體系の改正に伴ひ支那事變特別税法に依る建築稅を單一稅法化したもので不急と認められる



種類の建築を選び之が建築資材の節約に資する旨を含めて居る。其の内容は左の如くである。

一、課税客體—(イ)居住の用に供する家屋、(ロ)料理店、席貸用其他之に類する營業の用に供する家屋にして命令を以て定むるもの、(ハ)演劇、活動寫眞、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘其他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)の開催の用に供する家屋。

二、建築税額—建築價額より五千圓を控除したる額の一割に相當する金額。

三、建築價額一萬圓未滿の家屋及公用又は公共用建物其他命令を以て定むる家屋即長屋、アパート、寄宿舎等には之を課せない。

四、災害滅失損壞の家屋に代へて建築した家屋、法令に依り收用又は使用せられた家屋に代へて建築した家屋、法令に依る敷地の收用又は使用に因り取毀した家屋に代へて建築した家屋其他命令を以て定むる家屋に對しては納税義務者の申請に依り免税する。

〔參考〕

稅收見込額は九十六萬七千圓である。

二六

鑛區稅法

(昭和十五年三月二十九日公布  
法律第三十一號)

本法は今回の稅制體系の改正に伴ひ現行の鑛業法及砂鑛區稅法中の稅を一括して規定することとしたもので稅率は試掘鑛區は面積千坪毎に三十錢、採掘鑛區は面積千坪毎に六十錢、砂鑛區は河床延長一町毎に三十錢、河

床に非ざるもの面積千坪毎に三十錢である(第二條)、又新に鑛業代理人制度を設けて鑛業權者を代理せしむる外納稅を容易ならしむる爲納稅管理人を設けた(第五條)、而して本法施行の結果砂鑛區稅法は廢止せらるることとなつた(第七條)、尙道府縣、市町村其他の公共團體は昭和十六年度分迄直接鑛業又は砂鑛業の用に供する家屋に對し地方稅を課し得ざることとした。(第十條)

〔參考〕

稅收見込額本年度七百六十萬圓、平年度六百二十萬八千圓である。

二七

臨時利得稅法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布  
法律第三十二號)

本改正法は事變の影響等に因る増加利得に對し増徴し負擔の均衡を圖らんとするもので改正の要點は次の通りである。

一、課稅の適正、簡明を期する爲甲種利得、乙種利得の制を廢止し、「事業利得」に一括した(第三條)、即ち超過所得稅(第一種所得稅として高率利益に課稅してゐる)を臨時利得稅に統合することとした。其の内容は法人の利益が資本金額の年一割を超ゆる金額(利得金額—第四條)に對し其の率に準じて百分の二十五乃至百分の六十五を以て課稅することとしてゐる。(第十四條)

二、法人の利益の計算上法人稅及臨時利得稅は之を損金に算入せぬ。(第五條)

三、法人の現事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度に於て生じた損金にして命令を以て定むるもの



は現事業年度の利益の計算上之を損金に算入せぬ。(政府原案一年を三年に衆議院修正)(第五條)

四、基準利益率の算定方法は「昭和十一年十二月三十一日以前三年内」即ち昭和九、十、十一の三ヶ年に亘る平均利益率による。

尤も平均利益率のないとき又は一割未満のときは一割とし、二割を超へるときは二割を、夫々平均利益率とするのである。(第十四條の二)

五、個人の臨時利得税もまた法人と同様に甲種乙種の區別を廢し一樣に「營業利得」と爲し(第九條)、その上法人の利益率算定方法を採用する、而してその税率は百分の三十である。更に讓渡利得に對しても百分の二十を課税して居る(第十四條の五)、個人の利益が一萬圓未満なるときは營業利得に對する臨時利得税を課さない。(第十一條)

〔參考〕

稅收見込額本年度五億五千七百四十六萬三千圓、平年度六億三千二百五十五萬一千圓である。

## 二八

### 營業稅法

(昭和十五年三月二十九日公布  
法律第三十三號)

今回の稅制體系整理に伴ひ所得稅中に收益稅の作用を織込み課稅することとなつた結果營業收益稅を廢止し營業稅法を制定するの必要を生じたのである。而して本稅は今後地方自治體の獨立財源とし地方財政の基礎を強化するのであるが課稅標準の統一や地籍の整備等の必要から一部は國稅として徵收し其の儘徵收道府縣に還元

的に交付する。其の要旨は次の如くである。

#### 一、法人營業稅

イ、納稅義務者は日本内地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人である。(第一條)

ロ、課稅は營業純益に對して爲され其の計算方法は「事業年度毎ニ」「總益金ヨリ總損金ヲ控除シた金額である。然し「政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌」「度量衡ノ製作、修覆又ハ販賣」「新聞紙法ニ依ル出版」等には課さない(第三條、第十一條)、個人營業稅も同様である。

ハ、税率は百分の一・五である。(第十四條)

ニ、納期、申告、申請、調査、決定等詳細に定めてある。

ホ、損金計算方法等臨時利得稅に類似する。(第四條)

#### 二、個人營業稅

イ、納稅義務者は日本内地に營業場を有し物品販賣業、金錢貸付業等第二條に定めてある營業を爲す個人である。(第二條)

ロ、課稅は營業の純益であるが(第三條)、純益年額四百圓未満のものには課さない(第十三條)、この點法人の課稅最低限のないのと異なる。其の計算方法は「前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタ」金額である(第十條)、然し命令を以て指定する重要物産の製造等には一定條件、一定年限に限り免稅される。(第十二條)



ハ、税率は法人と同様百分の一・五である。

二九

地租法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第三十四號

本改正法の要旨は次の如くである。

- 一、税率の「百分の三・八」を「百分の二」に改めた。(第十條)
- 二、宅地又は鑛泉地と爲つた開拓地又は埋立地は其の情況に依り免除年期を短縮し得る。(第十九條第二十條)
- 三、賃貸價格五圓未満のものに付ては地租を賦課しない。(第七十三條)
- 四、其の他納期等に付ても多少の改正が加へられて居る。

三〇

酒税法

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第三十五號

本法は今回の税制體系の改正に伴ひ酒税關係法律を綜合して單一税法と爲し併せて酒税負擔の均衡を期し國庫の増收(大體三割程度)を圖る目的を以て制定せられたもので其の要點は次の如くである。

第一 總則

酒類とはアルコール分一度以上の飲料を謂ひ酒類を分ち清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、果實酒及雜種とする。(第一章)

第二 製造及販賣の免許

一、酒類を製造せむとする者は製造すべき酒類の各種類に付製造場一箇所毎に政府の免許を受けねばならぬ。(第十四條)

二、毎酒造年度に於て清酒及合成清酒は各三百石、白酒、味淋及燒酎は各五十石、麥酒は一萬石以上の製造者に非ざれば製造の免許は與へられない。(第十五條)

三、酒類の販賣を爲さむとする者は政府の免許を受けねばならぬ。(十七條)

第三 酒税の賦課徴收

一、酒税は之を造石税及庫出税の二種とする。(第二十六條)

二、税率—清酒及白酒は造石税は一石に付四十五圓、庫出税は一石に付二十五圓、麥酒は庫出税一石に付五十九圓三十錢で他の酒類も夫々造石、庫出税が定められて居る。(第二十七條)

三、酒類が亡失したとき、腐敗其の他の事由に因り飲用に供し難き場合に於ては命令の定むる所に依り其の酒類造石税を免除することが出来る。(第三十二條)

四、酒類の製造者は毎月製造場より移出したる酒類の種類毎に石數を記載した申告書を翌月十日迄に政府に提出せねばならぬ。(第三十五條)

五、政府の承認を受け同一製造場に於て酒類製造の原料に供する爲製造した酒類に付ては造石税を免除する。(第三十九條)

六、政府の承認を受け酒類を輸出したときは其の造石税を免除し又は其の税額に相當する金額を交付するこ



とが出来る。(第四十一條)

七、政府は製造者に對し造石税に付擔保の提供を命ずることが出来る。(第四十三條)

第四 雜則

一、製造者は造石數の査定又は檢定前其の酒類を處分し又は製造場より移出する事が出来ない。(第四十九條)

二、政府は酒造組合法に依り設立した酒造組合又は組合中央會に對し徵稅上必要なる設備を爲し若は徵收事務の補助を爲し又は酒稅保全上必要なる措置を爲すべきことを命ずることが出来る。(第五十九條)

第五 罰則

一、免許を受けず酒類を製造した者は五千圓以下の罰金に處せられ其の製造に係る酒類並其の機械容器等は沒收せられる。(第六十條)

二、酒類、酒母等の製造者又は販賣者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法を犯したときは其の製造者又は販賣業者を罰する。(第六十七條)

附則

酒造稅法、酒精及酒精含有飲料稅法、麥酒稅法、酒母、醪及麴取締法、工業用酒精酒類其他酒精含有飲料稅法、明治三十四年法律第十號、明治四十一年法律第二十四號、明治四十三年法律第六號は之を廢止する。(第七十一條)

〔參考〕

稅收見込額本年度二億六千六百三十二萬八千圓、平年度二億七千二百二十萬二千圓である。

三二 清涼飲料稅法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布 法律第三十九號)

本改正法は今回の稅制改正に伴ひ現行法の稅率を引上げ大體三割程度の增收を圖らむとするもので第一種玉ラムネ壘詰のもの一石に付「七圓」を「八圓十五錢」に、第二種其の他の壘詰のもの一石に付「十圓」を「二十圓」に、第三種壘詰以外のもの炭酸瓦斯使用量一坵に付「三圓」を「六圓」に引上げた。

〔參考〕

稅收見込額本年度千八萬五千圓、平年度千百萬圓である。

三三 砂糖消費稅法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布 法律第三十七號)

本改正法は今回の稅制改正に際し負擔の均衡と國庫の增收を圖らむとする目的を以て爲されたもので色相課稅制度を廢止し製造方法課稅制度(種別を分蜜糖と含蜜糖とに大別する方法)を採用し稅額に於て大體二割程度の増徴を行った。其の要點は次の如くである。

一、稅率

イ、砂糖 第一種 分蜜せざる砂糖 甲百斤に付三圓五十錢 乙百斤に付五圓八十錢

大藏省



- 第二種 其他の砂糖 甲百斤に付六圓三十錢 乙百斤に付十圓
- 第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他類似のもの百斤に付十二圓五十錢
- ロ、糖 蜜—第一種百斤に付六圓五十錢 第二種百斤に付三圓五十錢
- ハ、糖 水—百斤に付八圓四十錢

二、第十二條に於ては政府の承認を受け製造場又は保税地域より引取らるる砂糖、糖蜜又は糖水にして、前記のもの製造用に供するもの、アルコール製造用に供するもの、煉乳又は外國に輸出する菓子、糖果等の製造用に供するものに付ては消費税を免除することを規定して居る。

三、第十二條の二は消費税を課せられた砂糖を原料として煉乳を製造した者又は消費税を課せられた砂糖を原料として製造した菓子、糖果其他の物品を外國に輸出した者には其の原料として使用した砂糖に課せられた消費税額に相當する金額以下の交付金を交付し得ることを規定して居る。

四、煉乳原料砂糖戻税法及輸出菓子糖果原料砂糖戻税法は之を廢止する。(附則)

〔參考〕

稅收見込額本年度一億五千六百三十七萬九千圓、平年度一億六千二百二十五萬五千圓である。

### 三三 織物消費税法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第三十八號

本改正法は織物消費税の負擔の均衡と國庫の増收を圖る目的を以て爲されたもので即ち現下の時局に鑑み課稅

範圍の整理擴張を爲し比較的奢侈的性質濃厚なりと認めらるる種類の織物に課稅し且稅率を織物價格の「百分ノ九」より「百分ノ十」に引上げ(第一條、第二條)尙敍上の目的を達せむが爲罰則の強化並消費稅逋脫防止(第十七條)に付若干の改正を加へた。

〔參考〕

稅收見込額本年度七千二百二十九萬三千圓、平年度七千三百二十一萬三千圓である。

### 三四 揮發油税法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第三十九號

本改正法は國庫の増收を圖り併せて事變下揮發油代用燃料の生産促進並一般民需の抑制を圖り燃料國策の遂行に資する目的を以て爲されたもので、稅率を「一キロリットル」に付「十三圓二十錢」より「三十四圓三十五錢」に引上げた。

〔參考〕

稅收見込額本年度千九百四十二萬三千圓、平年度千九百九十七萬六千圓である。

### 三五 物品税法

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第四十號

今回の稅制體系改正に伴ひ支那事變特別稅は廢止されることになつたが、同法中物品稅に關する規定(第三十八條、第五十二條)は國庫の増收を圖る爲之を恒久的物稅として存置することの必要に基き本法が制定せられたのである。其の大意は次の如くである。



- 一、課税の對象となる物品種目は約六十種で之を第一種、第二種、第三種に分ち更に前二者を甲乙二類に細別してゐる(第一條)、其の理由は之によつて課率を異にする必要に基くのである。(第二條)
- 二、課税品目、類別、課率孰れも舊法と著しい差異を認めない。唯増收の必要上、品目を稍擴張し課率を高めてゐる。即ち「盆栽、盆石及鉢植類」「愛玩用動物、同用品」を新に追加し一方「菓子」を削除してゐる。課率を高めたものは、第一種甲類物品價格百分の二十(舊同百分ノ十五)、第三種の二 飴、葡萄糖及麥芽糖。イ、麥芽糖化の方法に依り製造したる飴百斤に付二圓(舊一圓五十錢)。ロ、其の他の飴竝に葡萄糖及麥芽糖同二圓五十錢(舊二圓である)。
- 三、第一種の物品は販賣せられた價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品は製造場より移出せられた物品の價格又は數量に應じ製造者より之を徴收する。(第四條)
- 四、其の他、物品價格の算定方法(第三條)、徵稅方法(第四條)、品目分類の特例(第六條)、關係業者の申告義務(第八條)、免除品目(第十三條)、課税品目輸出者に對する交付金(第十四條)、收稅官吏の權限(第十七條)、脱稅者に對する罰則(第十八條、第十九條)等は孰れも同趣旨の舊條文を整理したものに外ならない。

〔參考〕

稅收見込額本年度六千八百五十九萬三千圓、平年度六千八百四十三萬三千圓である。

三六

遊興飲食稅法

(昭和十五年三月二十九日公布) (法律 第四十一號)

曩に第七十四回議會の協贊を経たる支那事變特別稅法中改正法律に依り從來地方稅たる遊興稅を國稅に移管すると共に免稅點を五圓とし昭和十四年四月より創設施行せられたが今回の改正法は規定を若干整備し事變下此種の消費の抑制に資すると共に増收の目的を以て免稅點を三圓に引下げ(第三條)遊興飲食に對しては稅率を一割より一割五分に引上げ藝妓の花代に對しては稅率を二割より三割に引上げた。(第二條)

料理店、貸席、旅館等遊興飲食稅を課せらるべき場所を經營せむとするもの又は廢止せむとするものは政府に申告せねばならぬ(第八條)、而して北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は右稅の課稅標準たる料金に對し地方稅を課し得ないこととなつて居る。(第十六條)

〔參考〕

稅收見込額本年度一億一千八百七十二萬七千圓、平年度一億一千九百四十四萬八千圓である。

三七

取引所稅法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布) (法律 第四十二號)

本改正法は今回の中央地方を通ずる稅正の改正に伴ひ負擔の均衡と國庫の増收とを圖らむが爲之が改正の行はれたもので即

- 一、本法中「取引所營業稅」を「取引所特別稅」と改稱し課稅對象たる賣買手数料收入金額「百分ノ十五」を「百分ノ十二」に改めた。(第一條)

- 二、北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は取引所の業務に對し營業稅附加稅を課し得るが地方稅は課し得



ない。(第二十二條)

三、取引所に於ける賣買取引にして差金の授受に依りて決済を爲し得るものには其の賣買各約定金高に對し課税して居るが其の場合有價證券の賣買取引に對する税率を現行短期「萬分ノ一・五」を「萬分ノ五」に長期「萬分ノ二・五」を「萬分ノ七」に改めた。(第五條)

〔參考〕

稅收見込額本年度百三十七萬九千圓、平年度百五十萬五千圓である。

三八

通行稅法

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第四十三號

本法は曩に昭和十三年に復活施行せられた通行稅法を改正したもので課稅對象は汽車、電車、乗合自動車及汽船の乗客である。(第一條) 而して乗車船の等級及距離に應じ階級定額稅率を以て課稅し、等級の區別なきものに付ては其の據るべき等級を別に命令を以て定めることとし又回数、定期、團體、貸切等乗車船に就ても規定して居る。(第二條、第七條) 乗車船區間四十杆以下の三等乗客には課稅せず(第四條)、又陸海軍團體で別に命令の定むるものにも課稅せぬこととしてゐる。(第五條)

〔參考〕

稅收見込額本年度千八百八十二萬七千圓、平年度千九百四十八萬五千圓である。

三九

入場稅法

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第四十四號

本法は支那事變特別稅法第二十六條乃至第三十六條に規定されて居る入場稅を單獨法とし法規の平明化を圖り税率を改正し以て國庫の増收を圖らむとしたもので入場稅及特別入場稅の二種より成つて居る。(第一條)

支那事變特別稅法に依れば入場稅は總て入場料の百分の十であるのを第一種入場稅(觀覽を目的とするものに課す)を三段階に分ち入場料一圓未満は従前通り百分の十、三圓未満は百分二十、三圓以上は百分の三十、回数、定期又は貸切は百分の二十とし第二種入場稅(場屋の使用を目的とするものに課す)は撞球場は百分の十其他百分の二十とし(第二條、第三條)第一種第二種共免稅點を二十三錢より十九錢に引上げて居る。(第四條) 又特別入場稅(運動競技の入場者に課す)の税率は入場料の百分の十で免稅點は入場稅と同じく十九錢である。(第九條、第十條、第十一條)

道府縣、市町村其の他の公共團體は場所の入場者又は場所の設備利用者に對し入場稅の課稅標準たる入場料を標準として地方稅を課し得ない。(第十八條)

〔參考〕

稅收見込額本年度千七百九十一萬一千圓、平年度千八百四十五萬六千圓である。

四〇

印紙稅法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第四十五號

本改正法は今回の稅制改正に伴ひ法規を整理し國庫の増收を圖らむが爲之が改正の行はれたもので即

一、第四條第一項第二十八號物品切手を同第五號の次に入れ換へて第六號とし以下順次一號宛繰下げ物品切手

大蔵省



一、は現行法の證券、證書類の一通三錢であるのを之を分割し記載金高三圓以下のみ従前通り三錢の据置とし記載金高三圓以上の場合は之を數段階に分ち遞増税率を定めた。

二、第十四條の罰則規程を條項羅列主義に改めた。

〔參考〕

稅收見込額一億七百八萬八千圓である。

四一 骨牌稅法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布) (法律第四十六號)

本改正法は負擔の均衡と國庫の增收を圖る爲之が改正の行はれたもので納稅義務者に對する賦課額を引上げ(第四條中改正)た外現在検査の權限を有する收稅官吏に更に質問の權限を附與し(第十一條)且罰則を相當強化して居る。

〔參考〕

稅收見込額九十一萬五千圓である。

四二 明治四十四年法律第四十五號中改正法律(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)

(昭和十五年三月二十九日公布) (法律第四十八號)

本改正法は今回の稅制整理改正に當り砂糖消費稅法及織物消費稅法の改正並酒稅法及物品稅法の制定せられた

る結果之が改正を要することとなつたもので即

第一條は「織物消費稅法又ハ骨牌稅法中ニ於テ稅關、保稅倉庫トアルハ關稅法ニ於テ稱スル保稅地域ヲ謂フ」と規定してゐるが今回織物消費稅法及骨牌稅法を改正して「稅關、保稅倉庫」を「保稅地域」と定めた爲第一條の存在は不必要となつたので之を削除することとした。

第二條及第三條の改正は物品稅法及酒稅法制定の結果である。

四三 大正九年法律第五十一號中改正法律(内地、臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル法律)

(昭和十五年三月二十九日公布) (法律第四十九號)

本改正法は酒稅法及物品稅法の制定に伴ひ之が改正を要することとなつたもので尙例外として織物及織物製品の物品稅に對しては内國稅免除を認めて居ない。

四四 支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律

(昭和十五年三月二十九日公布) (法律第五十號)

今回の稅制體系の整備改正に伴ひ之が廢止のこととなつたのである。

四五 營業收益稅法廢止法律

(昭和十五年三月二十九日公布) (法律第五十一號)

今回の稅制改正に伴ひ之が廢止の必要が生じたのである。



四六 資本利子税廢止法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第五十二號

今回の税體系の改正に伴ひ之を廢止することとなつたのである。

四七 法人資本税廢止法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第五十三號

今回の税制改正に伴ひ法人税創設せられ従て本法は廢止せらるることとなつたのである。

四八 臨時租税措置法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布)  
法律第五十四號

本改正法は今回の税制改正に伴ひ生産力擴充等に關し課税上必要の措置を講ずる必要より之が改正を行ふこととなつたもので其の要旨は次の如くである。

- 一、法人の留保所得の運用に依る租税の輕減に關し其の輕減率を増加した。(第一條ノ二)
- 二、法人の各事業年度の所得又は個人の甲種の事業所得中に本邦外に於ける營業より生ずる所得あるときは其の營業より生ずる所得金額に百分の四又は百分の二を乗じたる金額に相當する法人税又は分類所得税を輕減する。(第一條ノ五)
- 三、命令を以て指定する鑛物又は其の鑛産物を産出する鑛業權者には命令の定むる所に依り當該鑛業より生ずる所得金額に百分の二を乗じたる金額に相當する分類所得税又は法人税を輕減する。(第一條ノ六)
- 四、樺太に於ては本法の施行に關し必要あるときは勅令を以て別段の定を爲すことが出来る。(第二十三條ノ二)

四九 政府出資特別會計法

(昭和十五年三月二十七日公布)  
法律第五十號

本法は政府の出資に關する會計は之を特別とし其の經理を明確ならしめむとするものであつて其の要點は次の如くである。

- 一、政府の出資に關する會計は之を特別とし其の歳入を以て其の歳出に充てる。(第一條)
- 二、本會計に於ては其の歳入は出資に對する配當金、出資の回收金、公債募集金、借入金、一般會計よりの受入金及附屬雜收入で其の歳出は出資の拂込金、公債及借入金の償還金及利息、一時借入金、他の會計への繰入金、事務取扱費其の他の諸費である。(第二條)
- 三、他の會計所屬の物件を本會計に屬する出資の目的と爲す場合に於ては當該物件を本會計の所屬に移さねばならぬし、特に無償と爲した場合を除く外其の相當金額を本會計より當該會計に繰入れねばならぬ。又他の特別會計所屬の出資を本會計の所屬に移した場合其の出資の拂込金相當金額を本會計より當該會計に繰入れねばならぬ。(第三條、第四條)
- 而して本會計に於て出資の拂込金及前項の繰入金を支辨する爲必要のときは政府は本會計の負擔に於て公債を發行し又は借入金を爲し得る。(第五條)

四、政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を調製し歳入歳出の總豫算と共に之を帝國議會に提出せねばならぬ。(第十條)



五、本法は昭和十五年度より之を施行する。(第十三條)

五〇 金資金特別會計法中改正法律

(昭和十五年四月一日公布 法律第七十八號)

本改正法は現下時局に顧み産金の増加及金の集中を促進せむが爲之が改正が爲されたもので即  
第三條第一項は「本資金ハ總額五千萬圓ヲ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ産金ノ増加ヲ圖ル爲必要ナル費途ニ  
使用スルコトヲ得」と規定して居るが其の資金「五千萬圓」を「二億圓」に改め、本條の目的である「産金ノ増加」  
に尙「金ノ集中」を追加することとした。

〔参考〕

滿洲事變以後法律ヲ以テ創立ヲ見タル國策會社調

議會	會社名	役員名	資本金	政府出資額	配當率	法律公布日、號數
六四回	日本製鐵株式會社	取締役 平生飢三郎 取締役 中井勵作 常務取締役 中松眞卿	五億圓	株式總數ノ二分ノ一ヲ超ユル數	年七分 自昭和十三年十月 至昭和十四年三月	昭八、四、六第百七號
六九	東北興業株式會社	總裁 横山助成 副總裁 金森太郎 理事 猪熊貞治 外三名	三千萬圓		年四分(政府株無配) 昭和十三年	昭二、五、七第十五號

〃	東北振興電力株式會社	總裁 横山助成 副總裁 金森太郎 理事 猪熊貞治 外四名	三千萬圓		年四分(政府株無配) 昭和十三年	昭二、五、七第六號
〃	臺灣拓殖株式會社	社長 國澤新兵衛 副社長 村上義一 理事 吉田政三 外三名	三千萬圓	資本金ノ半額ヲ引受	年民間七分政府二分 自昭和十三年十月 至昭和十四年三月	昭二、六、三第百三號 昭三、四、五第百六號
七一	帝國燃料興業株式會社	總裁 牧田環 副總裁 大淵三樹 理事 弘岡好忠 外六名	一億圓	五千萬圓	年四分(政府株無配) 自昭和十三年四月 至昭和十四年三月	昭三、八、二第百三號
七三	日本發送電株式會社	總裁 増田次郎 副總裁 小野猛 理事 宮川竹馬 外十一名	七億三千九百三十一萬五千三百圓		年四分(政府株無配) 自昭和十四年四月 至昭和十四年九月	昭三、四、六第百七號



七三	北支那開發株式會社	總裁 賀屋 興宣 副總裁 神 鞭 常 孝 理事 山西 恒 郎 理事 大久 保 貞 次	三億五千萬圓	一億七千五百萬圓	昭和十四年度利益 金等目下計算中	昭三、四、〇第六十號
〃	中支那振興株式會社	總裁 兒 玉 謙 次 副總裁 平 澤 三 要 理事 園 田 三 朗	一億圓	五千萬圓	昭和十四年度利益 金等目下計算中	昭三、四、〇第六十七號
〃	日本產金振興株式會社	社長 田 島 道 治 副社長 草 間 秀 雄 理事 高 橋 周 三	五千萬圓	二千五百萬圓	年四分(政府株無配) 自昭和十四年一月 至昭和十四年六月	昭三、三、九第三十六號
七四	國際電氣通信株式會社	總裁 中 川 健 藏 副總裁 齊 藤 武 夫 理事 片 岡 直 道	二千萬圓	一千萬圓	年六分(政府株無配) 自昭和十四年四月 至昭和十四年九月	昭二、四、三第六十三號 昭二、四、三第六十四號
〃	外 六 名					

〃	帝國鑛業開發株式會社	社長 菅 禮 之 助 副社長 古 市 大 三 理事 灘 波 秀 吉	三千萬圓	五百萬圓	初營業年度未經過	昭二、四、三第六十五號
七五	日本肥料株式會社		五千萬圓	半		昭五、四、八第二百二號
〃	日本輸出農產物株式會社		一千萬圓	半		昭五、四、八第二百號
〃	日本石炭株式會社		五千萬圓	半		昭五、四、八第二百四號
〃	外 二 名					

五一 昭和九年法律第四十五號中改正法律(貿易調節及通商擁護ニ關スル件) (昭和十五年四月二日公布) (法律第八十七號)

昭和九年法律第四十五號は外國の邦品壓迫に對して我通商を擁護し又は貿易を調節する爲外國商品に對して報復關稅の賦課、輸入禁止及び其の他の措置を執らしめむとしたものであつて、其の有効期間は施行の期日(昭和九年五月一日)より六年間としてあつたのを現下の國際情勢に鑑み之を延長して「九年間」と改めたのである。

五二 家屋稅法案 (註附則 第六十九條本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ家屋稅ノ賦課徵收ニ關スル規定ハ昭和十七年分家屋稅ヨリ之ヲ適用ス)

本法は今回の中央地方を通ずる稅制の改正に伴ひ從來地方稅として徵收した家屋稅を國に移し之が負擔の適正



を期したもので其の概要は次の如くである。

第一 總 則

一、課税客體——本法施行地に在る家屋にして住家、店舗、工場、倉庫其の他の建物(第一條、第二條)  
二、課税除外(第三條)

イ、國、道、府縣、市町村公共組合等の公用又は公共用家屋

ロ、神社、寺院又は教會用の家屋

ハ、國寶保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法に依り國寶、史蹟、名勝として指定せられた家屋

ニ、私立の幼稚園、小中等學校、專門學校、高等學校、大學並大藏大臣の指定する其の他の私立學校に於て直接に保育又は教育の用に供する家屋

三、課税標準——家屋臺帳に登録した賃貸價格(第六條)

賃貸價格は貸主が公課、修繕費其の他家屋の維持に必要な經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき一年分の金額に依る。

四、稅 率——百分の一・七五(第七條)

五、納 期——二期とし一期は六月中、二期は十一月中とす。(第八條)

六、家屋には一個毎に家屋番號を附し其の床面積及賃貸價格を定める。(第四條)

第二 賃貸價格の調査決定

一、賃貸價格は新築、増築又は異動した場合を除き家屋賃貸價格調査委員會の議に付し政府之を定める。(第十條)

二、新築、増築、家屋税を課せざる家屋が課する家屋と爲つた場合には其の賃貸價格は類似の家屋の家屋臺帳に登録した賃貸價格に比準し家屋の状況に應じて之を定める。(第十一條)

三、賃貸價格は五年毎に一般に之を改定する。(第十二條)

四、賃貸價格を一般に定むる場合に於ては之を定むる年の前前年四月一日現在の家屋税を課すべき家屋に付之を調査する。(第十三條)

第三 家屋の異動

一、家屋を建築したとき、増築したとき、家屋税を課せざる家屋が家屋税を課する家屋と爲つたとき、家屋税を課せざる家屋の一部が家屋税を課するものと爲つたときは家屋所有者は三十日以内に稅務署長に對し申告義務を負ひ而して直に賃貸價格を定める。(第十六條、第十九條)

二、一個の家屋が數個の家屋と爲つたとき、數個の家屋が一個の家屋と爲つたとき、家屋税を課する家屋の一部が家屋税を課せざるものと爲つたとき、家屋の一部が所有者を異にするに至つたときは其の所有者は稅務署に對し申告義務がある。(第二十一條)

第四 家屋賃貸價格調査委員會

一、賃貸價格を一般に定むる毎に各稅務署所轄内に家屋賃貸價格調査委員會を置く、而して稅務署所轄内に



- 一、在る市に付ては命令を以て特に賃貸価格調査委員会を置くを得る。  
前記調査委員会は之を置くべき区域内の各市町村に於て家屋税を課すべき家屋の所有者の選挙に依る調査委員を以て之を組織する。調査委員の定数は命令を以て之を定める。(第二十四條)
  - 二、法人にして家屋税を課すべき家屋を所有する者は調査委員を選挙することが出来る。此の場合には選挙に關する代表者を定め當該市町村長に申告せねばならぬ。(第二十六條第二項)
  - 三、賃貸価格調査委員会は税務署長の通知に依り之を開く。其の開會日数は三十日以内とす。(第四十條)
  - 四、税務署長は賃貸価格調査委員会の決議を不當と認むるときは十日以内の期間を定め再議に付す、仍其の決議を不當と認むるとき又は再議期間内に決議終了せざるときは税務署長に於て其の賃貸価格を定める。(第四十六條)
  - 五、自己の所有する家屋の賃貸価格に付異議ある者は縦覽期間満了の日より二十日以内に不服の事由を具し税務署長を経由して税務監督局長に異議の申立を爲し得る。(第五十條)
  - 六、税務署長の決定に對し不服ある者は訴願を爲し又は行政裁判所に出訴し得る。(第五十二條)
- 第五 家屋税の徴收
- 家屋税は各納税義務者に付同一市町村内に於ける家屋の賃貸価格の合計金額に依り算出し之を徴收する。但し賃貸価格の合計金額が命令を以て定むる金額に満たざるときは家屋税を徴收せぬ。(第五十四條)

第六 雜則

- 一、納税義務者其の家屋所在の市町村内に現住せざるときは家屋税に關する事項を處理せしむる爲其の地に於て納税管理人を定め當該市町村長に申告せねばならぬ。(第五十七條)
  - 二、申告義務者、遁脱者等に夫々罰則がある。(第五十八條—第六十六條)
  - 三、本法は國有の家屋には之を適用せぬ。(第六十八條)
- 第七 附則
- 一、家屋税に付爲すべき第一回の一般の賃貸価格調査は昭和十五年七月一日現在の家屋税を課すべき家屋に付之を爲し其の賃貸価格は昭和十七年一月一日に於て之を定める。(第七十一條)
  - 二、昭和十五年七月一日に於て家屋税を課すべき家屋を所有する者は同年八月三十一日迄に其の旨税務署長に申告せねばならぬ。(第七十三條)
  - 三、家屋の第一回の一般の賃貸価格改定は昭和二十五年一月一日に於て之を行ふ。(第七十四條)

五三 所得税法人税内外地關涉法

(昭和十五年三月二十九日公布 法律第五十五號)

本法は所得税法の改正及法人税法の制定に伴ひ所得税及法人税の課税に關し内外地の關涉に關する規定を設くるの必要に基くもので其の大意は次の如くである。

- 一、外地に住所又は一年以上居所を有する個人の所得に付ては命令の定むる所に依り夫々分類所得税(甲種配



（當所得を除く）及綜合所得税を課さない。（第一條、第六條）

二、内地に住所又は一年以上居所を有する個人の所得に付て分類所得税を課せざるものを第三條に列挙す。

三、内地に住所又は一年以上居所を有する個人の不動産所得、甲種の事業所得中に外地に於ける資産又は營業より生ずるものあるとき税率に關し特例を設く。（第四條）

四、信託會社が其の引受けた合同運用信託の信託財産に付外地に於ける法令に依り納付せる第二種の所得に對する所得税及資本金子税は各之を所得税法に依り納付した甲種の配當利子所得に對する分類所得税と看做し同法第二十三條を適用する。（第五條）

五、日本の國籍を有せざる者の外地に於ける資産、營業又は職業より生ずる所得に付ては分類所得税、綜合所得税を課さない。（第八條）

六、外地に本店又は主たる事務所を有する法人の各事業年度の所得に付ては同法第十六條の規定に拘らず百分の三の税率を以て課税する。（第十條）

七、内地に本店又は主たる事務所を有する法人の各事業年度の所得中に外地に於ける營業より生ずる所得あるときは其の所得に付ては法人税法第十六條の規定に拘らず百分の十五の税率に依り法人税を課す。（第十四條）

八、外地に於て所得税を免除する各當該地の製造採掘又は採取の事業より生ずる所得に付ては命令の定むる所に依り所得税法に依る所得税及法人税法に依る法人税を免除する。（第十六條）

九、外地に住所又は一年以上居所を有する個人の内地に於て支拂を受くる公社債、銀行預金、銀行貯蓄預金、

産業組合貯金利子並合同運用信託の利益に付ては第六條の規定に拘らず當分の内利子又は利益の支拂を受くる者の申請に依り利子又は利益支拂の際其の利子金額又は利益金額を課税標準とし百分の十五の税率に依り綜合所得税を賦課することを得る。（第二十二條）

五四 昭和十二年法律第九十四號中改正法律（支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租税ノ減免、

徴收猶豫等ニ關スル件）（昭和十五年三月二十九日公布）  
（法律 第五十九號）

本法は今回の税制の改正に伴ひ之が改正を爲すこととなつたもので即

一、第一條は支那事變の爲從軍した軍人軍屬の納付する昭和十二年以降の分の第三種所得税、地租、營業收益税を命令の定むる所に依り輕減又は免除し得ることを規定して居るが之に一項を追加し「支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十五年以降ノ分ノ所得税及營業税ニ付亦前項ニ同ジ」こととした。

二、第二條は支那事變の爲從軍した軍人軍屬の昭和十三年以降の分の第三種所得税及營業收益税に付命令を以て課税標準の決定に關する特例を設くるを得ることを規定して居るが之に一項を追加し「支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十五年以降ノ分ノ所得税及營業税ニ付亦前項ニ同ジ」こととした。

五五

大正十三年法律第六號中改正法律（外國船舶ノ所得税等免除ニ關スル件）（昭和十五年三月二十九日公布）  
（法律 第五十七號）

本法は今回の税制改正に伴ひ之が改正を爲すこととなつたもので同法は日本に住所を有せざる外國人又は外國



法人には外國の船籍を有する船舶の所得及純益に付所得税及營業收益税を免除することを規定して居るが同法中「及營業收益税」を「又は所得に對する法人税及營業税」に改めた。

五六 アルコール製造事業等ニ對スル所得税等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律

(昭和十五年三月二十九日公布 法律第五十八號)

本法は今回の税制改正に伴ひ所得税等の免除規定の整理を爲す爲諸法規を改正することとなつたもので即

一、諸法規中「所得税及營業收益税」とあるを「所得に對する法人税及營業税」に改む。

二、アルコール專賣法、北支那開發株式會社法、輕金屬製造事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、國際電氣通信株式會社法、自動車製造事業法、人造石油製造事業法、大日本航空株式會社法、帝國鑛業開發株式會社法、帝國燃料興業株式會社法、日本産金振興株式會社法、硫酸アンモニア増産及配給統制法の十三法律は各五年又は十年其の事業より生ずる所得又は純益に對し所得税及營業收益税を免除して居るが該所得又は純益が各事業年度の資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出した金額を超えるときは其の超過額に相當する所得又は純益に付ては前述の免除年限の規定を適用せず、但し其の開業、許可、新設又は増設した年及其の翌年より三年乃至四年間は此の限に在らざることとし而して前項の資本金額の計算方法は命令を以て之を定むることとした。

三、北支那開發株式會社法、大日本航空株式會社法、帝國鑛業開發株式會社法、帝國燃料興業株式會社法、日本産金振興株式會社法に於ては甲種の配當利子所得にして前項に規定する法人税及營業税の免除期間内に生じ

たものには命令の定むる所に依り分類所得税を課さない。

四、北支那開發株式會社法、輕金屬製造事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、國際電氣通信株式會社法、自動車製造事業法、人造石油製造事業法、製鐵事業法、大日本航空株式會社法、帝國鑛業開發株式會社法、帝國燃料興業株式會社法、日本産金振興株式會社法、硫酸アンモニア増産及配給統制法に於ては道、府縣及市町村公共組合は所得税又は所得に對する法人税及營業税を免除せられたるものには前第二項に依り賦課せられた營業税の附加税を除く外其の免除せられた事業に對し課税することを得ない。但し特別の事情に基き政府の認可を受けた場合は此の限に在らざることと規定して居る。

五七 租税法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律

(昭和十五年三月二十九日公布 法律第五十九號)

本法は今回の租税法規の改正に伴ひ諸法規の規定を整理したもので即

- 一、恩給金庫法
  - 二、家畜保險法
  - 三、海運組合法
  - 四、漁業法
  - 五、軍馬資源保護法
  - 六、競馬法
  - 七、工業組合法
  - 八、國稅徵收法
  - 九、産業組合法
  - 一〇、産業組合自治監査法
  - 一一、産業組合中央金庫法
  - 一二、重要肥料業統制法
  - 一三、商工會議所法
  - 一四、商工組合中央金庫法
  - 一五、庶民金庫法
  - 一六、造船事業法
  - 一七、退職積立金及退職手當法
  - 一八、取引所法
  - 一九、日本銀行納付金法
  - 二〇、農業倉庫法
  - 二一、農業保險法
  - 二二、復興貯蓄債券法
  - 二三、保險業法
  - 二四、酪農業調整法
- の二十四法律中「營業收益税」を「法人税及營業税」に改むることとした。



五八 臨時資金調整法中改正法律

(昭和十五年三月三十日公布) (法律第七十號)

本改正法は最近に於ける國內經濟の情勢に鑑み通貨膨脹を抑制し國民大衆の購買力吸収を圖る目的を以て新に割増金附報國債券を發行すると共に貯蓄債券の割増金の最高限度を引上ぐる等其の改正を爲したものである。

即

一、貯蓄債券を償還する場合には現在賣出價格の「百五十倍以内」の割増金を附與し得ることとなつて居るがそれを「二百倍以内」とする。

二、報國債券

(イ) 政府は日本勸業銀行を以て收入金五億圓に達する迄無記名券面十圓以下の報國債券を發行せしむることが出る。(第十四條ノ二)

(ロ) 報國債券は無利子とし券面金額を以て之を賣出す。(第十四條ノ三)

(ハ) 報國債券は發行の翌年より十年内に之を償還せねばならぬ、

而して同券には毎年一回以上抽籤を以て割増金を附し得る。(第十四條ノ四)

(ニ) 報國債券の所有者が長期に亘り郵便官署又は日本勸業銀行に其の債券の保管を委託した場合に於ては主務大臣の定むる所に依り該債券に割増金を附し得る。(第十四條ノ五)

五九 外國爲替管理法中改正法律

(昭和十五年三月二十七日公布) (法律第七十八號)

本改正は通貨及外國通貨の輸入取締に關し之が改正を爲したもので、同法第一條第二號は「通貨、金地金、金ノ合金若ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出又ハ金貨幣ノ鑄潰又ハ毀傷」等の行為に對しては政府は命令の定むる所に依り禁止又は制限し得ることとなつて居るが更に今回の改正で「通貨若ハ外國通貨ノ輸出又ハ輸入」をも其の禁止、制限事項の中に包含せしめた。

六〇 昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

(昭和十五年三月三十日公布) (法律第六十八號)

本法の趣旨は政府は昭和十年度一般會計歳出の財源に充てる爲他の法律に依て起債し得る金額の外「一億七千七百七十萬圓」を限り公債を發行又は借入金を爲すことを得、前記公債の發行若減額を補填する爲必要な場合前記制限以外に公債を發行又は借入金を爲し得ることとしたのである。

六一 支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律

(昭和十五年三月三十日公布) (法律第六十九號)

本法は支那事變に關し功勞ある者に對し一時賜金として交付する爲公債を發行せむとするもので即

一、支那事變に關する一時賜金として交付する爲政府は昭和十五年度分として額面一億六千四百二十萬圓を限り公債を發行し得る。(第一條)

二、前項に依り發行する公債は之を登録國債とし該公債に對しては證券を發行し本券を記名式とし附屬利札を



無記名式とする。(第二條)

三、前記公債は命令の定むる所に依り政府に於て買入れる場合を除く外之を讓渡又は擔保に供し得ない。(第三條)

陸軍省

六二 陸軍航空工廠資金特別會計法

(昭和十五年三月二十七日公布  
法律第十一號)

本法は陸軍航空兵器製造修理工廠に於て其の經營に必要な材料物品を準備保有する爲其の資本として陸軍航空工廠資金を置き其の歳入歳出は一般の會計と區分し特別に經理する必要(第一條)あるが故に制定せられたもので其の大意は次の如くである。

一、本特別會計に於ける陸軍航空工廠資金は五百萬圓とし一般會計より繰入れる。(第二條)

二、本會計に屬する材料物品を使用するときは陸軍省所管經費を以て之を購入せねばならぬ。(第三條)

三、政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を調製し歳入歳出總豫算と共に之を帝國議會に提出せねばならぬ。(第六條)

六三 軍用電氣通信法中改正法律

(昭和十五年三月二十二日公布  
法律第一號)

本改正法は電氣通信の重要性に鑑み之に及ぼす電氣的障礙を確實に防止し其の機能を確保せんとするものであ

つて、要旨は次の如くである。

一、特別地域の指定

軍部大臣は軍用電氣通信に及ぼす障礙を防止する爲必要あるときは勅令の定むる所に依り軍用電氣通信の施設場所の周圍二千メートルの距離以内にて特別地域を指定することを得(第七條ノ一)特別地域内で軍部大臣の指定する高周波電流を發生する設備を施設せんとする者は軍部大臣の定むる所により許可を受くべきである。(第七條ノ二)

軍部大臣は軍事上特に必要あるときは命令を以て特別地域内に高周波電流を發生する機器の使用を制限することが出来る。(第七條ノ四)

二、高周波電流施設に關する軍部大臣の命令處分權

特別地域内に軍部大臣の指定する高周波電流設備を施設したる者が許可の條件に違反し、許可を受けず軍部大臣の使用制限の命令に違反して之を使用するときは其の施設者に對して軍部大臣は設備の除却又は障礙防止の爲必要なる措置を執らしむることが出来る。(第七條ノ五、第七條ノ六)

軍部大臣は特別地域の指定又は要許可高周波電流施設の指定の場合從來存したる設備にして其の後新設せられたとすれば許可を要するもの又は特別地域外に在る指定高周波電流設備に關し其の施設者に對して使用の制限、設備の除却變更、障礙防止の施設其他を命じ、又緊急の場合軍事官憲をして障礙防止の爲必要な措置を爲さしめることが出来る。(第七條ノ七)



三、政府の補償

之等の規定の適用に依て生じたる損害は政府に於て補償することとした。(第八條)

四、罰則

五、施行期日は勅令で定める。

六四 要塞地帯法中改正法律

(昭和十五年四月四日公布)  
法律第九十號

本改正法は戦闘法則及兵器性能の變化に即應して要塞地帯法を改正したものであつて其の要旨は次の如くである。

- 一、要塞地帯第一區第二區第三區を其々擴張し、從來の要塞地帯外一定區域に於ける行爲の制限を解除した。
- 二、要塞地帯第一區第二區内に於て爲す行爲の中許可を要すべきものを増加し、之に關する法規を整備した。
- 三、要塞地帯内の兵備狀況其の他地形等を視察するものと認めらるる者の退去以外は地帯内立入禁止又は制限の規定を設けた。
- 四、罰則を改正して、違反者に對する刑罰を重くした。
- 五、施行期日は勅令を以て定める。

六五 宇品港域軍事取締法中改正法律

(昭和十五年四月四日公布)  
法律第九十一號

本改正法は支那事變に於ける經驗に鑑み現在の宇品港域を擴張し、且新に伊萬里灣附近を指定し之を陸軍輸送港域となすと共に之に關する規定を整備し以て陸軍軍事輸送の實施及其の祕密の保持に遺憾なきを期せんとするものであつて、要旨は次の如くである。

- 一、本法の名稱「宇品港域軍事取締法」を變更して「陸軍輸送港域軍事取締法」とした。
- 二、陸軍輸送港域として從來の宇品港域を擴張したる區域と佐賀縣伊萬里附近の區域とを指定した。
- 三、陸軍輸送港域第一區内に於てなす行爲の内許可を要するものの範圍を擴張し、又は港域内に於て軍事施設の狀況其の他地形等を視察する者と認めらるる者の港域内立入禁止又は制限の規定を追加する等取締の徹底を期する爲規定の改訂増補をした。
- 四、施行期日は勅令を以て定むるものとした。

六六 陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル

法律 (昭和十五年四月一日公布)  
法律第七十九號

本法は政府は支那事變に際し陸軍用又は海軍用の兵器又は造船、造兵若は製絨の材料物品の製造又は修理を營む軍需品工場、事業場に於て其の材料物品の一部が不足し陸軍造兵廠、千住製絨所、陸軍航空工廠資金又は海軍工廠資金の各特別會計に屬する材料物品を供給するでなければ當該製造又は修理を完成し得ない場合に於て特に必要あるときは陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法に拘らず勅令の定む



る所に依り當該特別會計の經營に妨なき限り當該事業主に對し該特別會計に屬する材料物品を賣拂ふことが出来る」と云ふのである。

海軍省

六七 作業會計法中改正法律 (昭和十五年三月二十七日公布) (法律 第八八號)

海軍燃料廠は他の印刷局、海軍火藥廠、專賣局と同じく特別會計を爲し固定資本及据置運轉資本を置くのであるが、本改正法は同廠に於ける事業量の増大に因る据置運轉資本の不足を補ひ且作業の圓滑なる遂行を圖る爲同法第二條第四項を改め据置運轉資本「二百萬圓」を「六百萬圓」としたのである。

司法省

六八 委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律 (昭和十五年三月二十三日公布) (法律 第四四號)

本法は戰時又は事變に際し戰鬪其の他の公務に従事し自ら戸籍の届出を爲すこと困難なる者に對して戸籍届出上の便宜を興へんとするものである。即ち右の如き事由あるものが戸籍届出の委託をなしたる後死亡したる場合、受託者が其の事由を記載し且其に付裁判所の確認ありたることを證する書面を添附して届書を提出するときは、委託者の死亡の時提出ありたるものと看做し、又届出人が生存中郵送したる戸籍の届書は其の死亡後も戸籍吏に於て之を受理することが出来るものと規定してゐる。

六九 裁判所構成法中改正法律 (昭和十五年三月二十七日公布) (法律 第九九號)

本改正法は裁判所及検事局の書記課の事務の現状に鑑み地方裁判所及地方裁判所検事局に監督書記以外に更に書記長を置くの途を拓いたものである。

文部省

七〇 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律 (昭和十五年三月二十九日公布) (法律 第二十二號)

本法は市町村立尋常小學校の教員(代用教員を含む)の俸給の爲北海道、府縣に於て要する經費の半額(以前は一部即八千五百萬圓を下らざる金額)を國庫負擔とする爲之が改正を爲したもので其の大意は次の如くである。

- 一、市町村立尋常小學校の教員(代用教員を含む)の俸給の爲北海道地方費及府縣に於て要する經費の半額は國庫之を負擔する。(第一條)
- 二、前項の規定に依り國庫の負擔する金額は毎年度之を道府縣に交付する。(第二條)
- 三、代用教員の範圍は勅令を以て之を定める。(第四條)

衆議院附帶決議

- 一 青年學校ノ重要性ニ鑑ミ速ニ義務教育費國庫負擔法ヲ制定スベシ



- 二 町村小學校教員ノ異助ニ關シテハ當該町村長ノ意見ヲ徵スベシ
- 三 地方視學ノ待遇ヲ高メ素質ノ向上ヲ圖リ教育行政ヲ完カラシムベシ
- 四 小學校教員ヲシテ官僚化ニ陥ラシメザル様最善ノ考慮ヲ拂フベシ
- 五 小學校養護婦令ヲ速ニ制定スベシ

七一 現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布 法律 第二十三號)

本改正法は市町村立小學校教員の俸給を北海道、府縣の負擔と爲すに伴ひ之が改正を要することとなつたもので即

一、同法に於ては師範學校卒業の市町村立小學校正教員で陸海軍の現役に服する者の俸給の爲市町村に於て要する費用は國庫が負擔することとなつてゐるが教員俸給が府縣費負擔となつた爲「市町村」を「北海道地方費及府縣」に改めた。

二、前項に依り國庫に於て負擔する市町村立小學校正教員の俸給費は義務教育費國庫負擔法の適用に付ては同法第一條の「俸給の爲北海道地方費及府縣に於て要する經費」に之を算入しない。即國庫が半額を負擔する場合之を除く。(第三條)

衆議院附帶決議

一、青年學校ノ重要性ニ鑑ミ速ニ義務教育費國庫負擔法ヲ制定スヘシ

- 二、町村小學校教員ノ異動ニ關シテハ當該町村長ノ意見ヲ徵スヘシ
- 三、地方視學ノ待遇ヲ高メ素質ノ向上ヲ圖リ教育行政ヲ完カラシムヘシ
- 四、小學校教員ヲシテ官僚化ニ陥ラシメサル様最善ノ考慮ヲ拂フヘシ
- 五、小學校養護婦令ヲ速ニ制定スヘシ

農 林 省

七二 狩獵法中改正法律

(昭和十五年三月二十九日公布 法律 第四十七號)

本改正法は今次所得税法の改正に伴ひ之が改正の行はれることとなつたもので免許税「一等 所得税二百圓以上ヲ納ムル者又ハ其ノ家族 五十圓」を「一等 綜合所得税ヲ納ムル者及其ノ家族 七十圓」に、「二等 所得稅ヲ納ムル者及其ノ家族 三十圓」を「二等 一等以外ノ者ニシテ分類所得稅年額二十圓以上ヲ納ムルモノ及其ノ家族 四十圓」に、「三等 現行十五圓ヲ十八圓」に改めた。

七三 昭和十二年法律第九十號中改正法律(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

(昭和十五年三月二十三日公布 法律 第三十三號)

本改正法の趣旨は、現下の米穀事情に鑑み米穀の配給の圓滑を期する爲特に必要ある場合に於て政府をして米穀統制委員會に諮問して時價に準據したる價格を以て米穀以外の穀物及穀粉の買入及賣渡をも爲すことを得しめると共に此等買入及賣渡に關する一切の歲入歲出を米穀需給調節特別會計に屬せしめたのである。



衆議院附帶決議

- 一、生産確保ノ爲昭和十五年度米作ニ對シ獎勵金ノ交付其ノ他適當ナル方策ヲ講ズベシ
- 一、小麥其ノ他重要農産物價ヲ全面的ニ適正ナラシムベシ
- 一、集荷配給ニ付速ニ統一セル方策ヲ確立スベシ

〔參考〕最近五ヶ年内地ニ於ケル米穀ノ生産額及消費額

米穀年度	生産額	消費額
昭和十年	五一、八四〇 <small>千石</small>	七〇、五五三 <small>千石</small>
昭和十一年	五七、四五七	七三、〇三四
昭和十二年	六七、三四〇	七九、〇六六
昭和十三年	六六、三二〇	八〇、〇二二
昭和十四年	六五、八六九	七九、三四四

七四 装蹄師法

(昭和十五年四月二日公布 法律第八十九號)

本法は有能馬の維持造成が削蹄及装蹄に關する技術に俟つ所多きに鑑み從來の蹄鐵工免許規則(明治二十三年四月五法律第三十一號)を廢止して其の不備決陥を補整せんとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

- 一、装蹄師(舊法の所謂蹄鐵工)たらむとする者は一定の資格を得たる後主務大臣の免許を受け装蹄師名簿に登録を受けなければならない。(第一條)
- 二、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、禁治産者準禁治産者、精神病者、啞者盲者等は装蹄師たることを得ない。(第二條、第九條)
- 三、六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者、削蹄又は装蹄に關し罰金の刑に處せられ又は不正の行爲ありたる者に對しては免許を爲さざるか免許の取消又は業務の停止を爲すことを得る。(第三條、第九條)
- 三、開業の装蹄師は牛馬の削装蹄の需ある場合正當の事由なくして之を拒むことを得ない。(第五條)
- 四、装蹄師は削装蹄に關する技術の改良發達を圖る爲道府縣装蹄師會を設立することを要し、道府縣装蹄師會は日本装蹄師會を設立することが出来る(第六條)。道府縣装蹄師會及日本装蹄師會に關し必要な事項は勅令を以て定める(第八條)。
- 五、施行期日は勅令を以て定める。(附則)

七五 家畜傳染病豫防法中改正法律 要旨

(昭和十五年四月四日公布 法律第九十三號)

- 一、家畜傳染病豫防法の傳染病にダニ熱、家禽ペスト及雛白痢を追加した。(第一條改正)
- 二、地方長官傳染病豫防上必要ありと認むるとき家畜の所有者又は保管者に對して屠殺を命ずることを得る範圍を擴大して家禽コレラ、家禽ペスト、又は雛白痢に罹りたる家畜をも之に屬せしめた。(第五條改正)



三、所有者又は保管者に於て警察官吏又は家畜防疫委員の指揮に従ひ屍體を直に焼却し又は埋却すべきものとする規定の適用なきものとして、牛のダニ熱、馬縴羊山羊の雛白痢に罹り又は罹りたる疑ある家畜の殺屍體、豚コレラ、豚疫又は豚丹毒に罹り又は罹りたる疑ある家畜の屍體にして警察官吏又は家畜防疫委員の指揮に従ひ化製するもの、及牛の傳染性流産、ダニ熱若は馬縴羊山羊の疫癘に罹り若は罹りたる疑ある家畜の斃屍體の皮又は豚コレラ、豚疫若は豚丹毒に罹り若は罹りたる疑ある家畜の屍體の皮にして警察官吏又は家畜防疫委員の指揮に従ひ消毒したるものを追加した。(第八條改正)

四、屠殺したる家畜の所有者に對して手當金を交付することになつてゐるが新に手當金を與ふべき家畜の範圍を擴張して「屠場に於て屠殺したる後牛疫、牛肺疫、氣腫疽、炭疽又は鼻疽に罹り居りたるものが判明したる爲屍體を燒却若は埋却したる家畜及豚コレラ又は豚疫に罹り居りたるものが判明したる爲屍體を燒却若は埋却し、屍體を化製し又は屍體の皮を消毒したる家畜」を追加し、之に對して評價額の三分の一の手當金を交付することとした。(第二十四條改正)

五、本法施行の日は勅令を以て定める。(附則)

七六

牧野法中改正法律

(昭和十五年四月四日公布)  
(法律第九十四號)

本改正法は國防上必要とする馬の増産及其の資質向上を圖る爲新に牧野特定地の制度を設け牧野の保續を妨ぐる虞ある行爲を制限して牧野の改良を促進し、道府縣、市町村、牧野組合等に於て馬の用に供する牧野を經營

する爲一定の民有未利用地を牧野に供用することを得るの途を拓き、牧野組合の機能を擴充して牛馬の受託放牧等を爲し得ることとし、又政府に於ても馬の受託放牧を爲す爲牧野を經營し得ることとなすと共に行政官廳特に必要ありと認むるときは馬の所有者等に牧野を指定して放牧を命ずることを得るの途を拓かんとするものである。要旨は次の如し。

第一 牧野特定地

一、指定及取消

行政官廳は命令の定むる所に依り現に牧野たる土地にして特に牧野として保續する必要があるものを牧野特定地に指定することが出来る。(第一條ノ二) 牧野特定地の指定又は取消に付ては牧野委員會に諮問するを要する。牧野委員會に關する規程は勅令を以て規定する。(第一條ノ五)

二、牧野特定地の使用制限

牧野特定地に於て開墾、造林、工作物の新築、改築又は増築、その他牧野の保續を妨ぐる虞ある行爲にして命令を以て規定するものを爲さんとする者は行政官廳の許可を受くべきである。(第一條ノ八) 行政官廳は牧野特定地の所有者等に對して牧野の維持又は改良の爲必要な命令又は處分を爲すことが出来る。(第一條ノ九)

第二 牧野經營の爲に有すべき道府縣市町村等の土地の收用又は使用權

一、協議

農林省



北海道、府縣、市町村、牧野組合、畜産組合又は畜産組合聯合會は馬の生産飼育をなす目的を以て牧野を經營する爲土地を取得又は使用する必要あるときは御料地又は國有地たりし土地にして現に公共團體又は私人の所有に屬するも其の利用能率擧げらざるもの付て官廳の認可を受け其の土地の權利者と土地の讓渡又は使用收益の權利の設定若は讓渡に付協議をなすことが出来る。(第二條ノ二)

一、土地の使用又は收用

協議調はざるとき又は協議を爲すことが出来ぬとき右の諸團體は其の土地又は其の土地の使用收益の權利を收用又は使用することが出来る。此の場合には土地收用法を適用する。(第二條ノ三)

第三 牧野組合

一、牧野組合の設立

從來組合設立の方法は組合の地區たるべき牧野に付組合員たる資格を有する者三分の二以上の賛成を得て行政官廳の認可を受くるの一方法のみに限定してゐたが、新に強制設立の方法を認め、行政官廳特に必要ありと認むるときは牧野特定地たる牧野に付地區を指定し組合員たる資格を有する者に對し牧野組合の設立を命ずることを得ることとした。(第十條ノ二)

二、牧野組合の事業

牧野組合は牧野の維持若は改良を圖り又は放牧若は採草に關する施設を爲し組合員の共同の利益を増進することを以て目的とするものであるが、其の目的を達する爲從來規定した事業の外更に左の如き事業を行

ふことを得ることを認めた。(第八條改正)

(イ) 牛馬の受託放牧

(ロ) 放牧牛馬に關する衛生施設

(ハ) 採草に必要な共同設備の設置

又牧野組合は營利を目的として其の事業を爲すことを得ないと規定した。(第八條ノ二)

三、牧野組合の機關

牧野組合は命令の定むる所に依り定款を以て總會に代るべき總代會を設けることを得ることとし總會の規定を之に準用することとした。但し總代會は地區の増減又は事業の變更に關する定款の變更及組合解散の決議をなすことを得ない。(第二十條ノ二)

第四 政府の牧畜獎勵

一、牧野技術者雇入命令權

官廳必要ありと認むるときは牧野組合又は命令を以て定むる者に對して牧野技術者の雇入を命ずることが出来る。此の場合政府は豫算の限度内に於て其の費用を補助する。(第二十五條ノ二)

二、馬の放牧又は放牧委託命令權

官廳必要ありと認むるときは馬の所有者等に對して其の馬に付牧野を指定して放牧又は放牧の委託を爲すことを命ずることが出来る。此の場合牧野の權利者は之を拒絶し得ない。斯る命令受領者と牧野の權利者



間の放牧又は放牧委託に關する條件に關する協議が調はざるとき又は協議をなすこと能はざるときは官廳が條件を指定する。(第二十五條ノ四)

三、政府の牧野經營

馬の生産確保又は資質向上を圖るため特に必要ある場合政府は受託放牧を爲す爲牧野を經營することが出来る。此の場合政府は馬の所有者等に對して放牧の委託を爲すことを命ずることが出来る。(第二十五條ノ五)

第五 罰則

第六 施行期日 勅令を以て定める。(附則)

〔參考〕

國有林野及國有未開地放牧適地調査箇所數、面積表

道府縣	箇所數	面積	摘要
青森	二六	八、二〇一町	
岩手	四五	一〇、四二三	
宮城	七	一、六三四	
秋田	三三	五、九五二	
山形	二五	二、二二九	
福島	一一〇	一〇、八五八	

道府縣	箇所數	面積	摘要
茨城	一三	九〇〇	
栃木	九	二、〇四一	
群馬	八	二、一二三	
新潟	四	七〇二	
富山	一	五〇〇	
長野	一八	二、六三〇	
岐阜	三	六〇〇	
愛媛	一	一五〇	
高知	二	四九六	
佐賀	四	五二四	
長崎	三	二六九	
熊本	五	五〇四	
大分	一	九七三	
宮崎	四〇	三六〇	
鹿児島	三五	二、八三七	
内陸	四〇六	二、七八〇	
北海	一九九	五八、六八六	
合計	六〇五	一八六、〇二六町	國有未開地 地方有林野地 一七、〇〇〇町



備考

右調査地ハ道府縣、市町村、牧野組合、畜産組合、同聯合會等ニ使用セシムル見込、尙大團地ニ就テハ場合ニ依リ國營放牧地トスル豫定ナリ。

七七 日本肥料株式會社法

(昭和十五年四月八日公布 法律 第一百一號)

本法は肥料供給の現況に鑑み日本肥料株式會社を設立し政府の指導監督の下に硫酸アンモニヤ、石灰窒素、過磷酸石灰、カリ鹽其の他の肥料に付配給統制及供給確保上必要なる事業を行はしめ以て肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖らんとするものである。

一、會社の目的

肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業を営むこと。(第一條)

二、資本

資本額は五千萬圓(但し政府の認可を得て増加することを得る)政府は其の半額二千五百萬圓を限り出資する。株式は政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主役員又は資本額、議決權の半數以上が外國人又は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することが出来る。(第二條、第三條、第四條)

三、役員

役員として理事長、副理事長各一人、理事五人以上及監事三人以上を置く(第六條)此の内理事長、副理事長

は政府の任命にかゝり任期五年、理事は株主總會の選舉した候補者中より政府が任命し、任期四年、監事は株主總會の選任に依り任期三年。(第七條)

肥料業監督官廳の官吏たりし者は原則として退職後五年間本會社の役員と爲ることを得ない。(衆議院に於て本項を追加)

四、事業

(イ) 肥料の買入及販賣

(ロ) 肥料の輸出、輸入、移出及移入

(ハ) 肥料の製造、肥料製造事業に對する投資其の他肥料の供給確保上必要なる事業

(ニ) 其の他肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業(但し肥料とは硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、カリ鹽及命令を以て定むる其の他の肥料とする)。

(ハ) 又は(ニ)に掲ぐる事業を營まんとするときは政府の認可を受けねばならぬ。(第九條)

本會社は右の但書の所謂肥料以外の肥料の配給統制事業を行ふ株式會社に對し政府の認可を受け投資することが出来る。(第十條)

又但書の肥料の供給確保上必要ありと認むるときは政府は日本肥料株式會社に對し肥料の製造業者と協議の上其の製造工場の經營の管理を爲すべきことを命ずることが出来る。(第十一條)

五、肥料債券の發行



日本肥料株式會社は拂込株金額の五倍を限度として政府の認可を受け肥料債券を發行することが出来る。(第十二條、第十三條)政府は肥料債券の元本の償還及利息の支拂の保證をなすことが出来る。(第十四條)

六、利益金の積立強制

日本肥料株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立つることを要する。(第十七條)

七、利益配當に關する特別規定

日本肥料株式會社は拂込みたる株金額に對し勅令を以て定むる割合を超えて利益の配當をなすことを得ない。(第十八條)

毎營業年度の配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式拂込金額の年百分の四の割合に達する迄政府所有の株式に對して配當を爲すことを要しない。利益金額が年百分の四の割合を超過したるときは、其の超過利益金額は利益配當が拂込株金額と同額に達する迄政府所有の株式と政府以外の者の所有株式とに一對三の割合を以て配當する。(第十九條)

八、政府の監督

定款變更、利益金の處分、合併、解散及借入金をなすには政府の認可を受くることを要する。(第二十一條、第二十二條)

會社は毎營業年度の事業計畫を定め政府の認可を受くることを要し、肥料の買入、販賣、輸出、輸入、移出

又は移入を爲すにも原則として政府の認可を受けた價格に依ることを要する。(第二十三條、第二十四條)

政府は會社に對し肥料の配給統制又は供給確保上必要な事業を行ふことを命じ、其の業務財産の狀況に關し報告をなさしめ其の他監督上必要な命令又は處分を爲すことが出来る(第二十五條)政府は日本肥料株式會社監理官を置き會社の業務を監視せしめ(第二十六條)又會社の決議の取消權、役員解任權をも有つてゐる。(第二十七條)

九、價格平衡資金

會社は肥料の價格の調整を圖る爲命令の定むる所に依り價格平衡資金を設定するを要する。(第二十九條)

十、肥料の賣渡強制

主務大臣の指定する肥料の製造業者及其の肥料の取扱者は其の製造又は取扱に係る肥料を日本肥料株式會社に賣渡さなければならぬ。(第三十條)

十一、罰則(第三十一條乃至第三十六條)

十二、施行期日 各規定に付勅令を以て定める。(第三十七條)

十三、日本肥料株式會社設立手續

日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社を合併して、日本肥料株式會社を新設するの形式を採り新設會社は前二社の權利義務を承繼することとし之に關する手續を規定してゐる。(第三十八條乃至第五十五條)

衆議院附帶決議



- 一、政府ハ速ニ肥料ノ國家管理ヲ斷行スベシ
- 二、政府ハ主要農産物ノ生産ニ對シ他ノ總テノ物資ニ優先シテ各種肥料ノ供給ヲ確保スベシ
- 三、政府ハ中央地方ヲ通ジ各種肥料配給機構ヲ整備シ敏速且圓滑ナル配給ニ遺憾ナキヲ期スベシ
- 四、政府ハ有機質肥料ノ供給及價格ノ適正ニ付更ニ徹底ヲ期スベシ
- 十五、政府ハ速ニ飼料ノ配給ヲ圓滑ニシ家畜ノ増産ヲ圖リ自給肥料ヲ獎勵スベシ

〔參考〕

昭和十三年ニ於ケル肥料ノ消費額

(單位 萬圓)

	内地	朝鮮	臺灣	總計
販賣肥料	四三、一七八	八、九九九	七、三九六	五九、五七三
自給肥料	四四、一五三	二一、七八七	二、四八四	六八、四二四
合計	八七、三三一	三〇、七八六	九、八八〇	一二七、九九七

備考

一、本表ハ農林省及朝鮮、臺灣總督府ノ調査ニ依ル。  
 二、朝鮮及臺灣ニ於ケル自給肥料ハ十二年ノ數字ナリ。  
 農業經營費中肥料費ノ占ムル地位  
 農林省ニ於テハ大正十年以來道府縣農會ニ委嘱シ農業經營並ニ農家生計上ニ於ケル收支ノ實情ヲ調査シツアリ、今調査ノ完了セル昭和九、十及十一年度三年ノモノニ付其ノ成績ヲ見ルニ、三年平均一戸當農業經營費總額ハ四百八十四圓六十四錢、コレガ各費目中最モ多額ニ上ルモノハ小作料ノ百六十八圓六十六錢ニシテ總額ノ三四%入ヲ占メ肥料費ノ一一圓二二之ニ次ギ總額ノ二二、九五%ニ相當ス、而シテ右農業經營費總額中現金支出額ハ二百九十六圓九十四錢ニシテ肥料費ノ額ハ百一十一圓二一錢ナルヲ以テ農業經營費中ノ現金支出額ニ對スル購入肥料費ノ割合ハ三七、七〇%ニ相當ス、之ヲ表示スレバ左ノ如シ。

- (イ) 一、農業經營費總額
- 二、肥料費 四八四・六四 円
- 三、農業經營費總額ニ對スル肥料費ノ割合 一一・二一 %
- (ロ) 一、農業經營中ニ於ケル現金支出額 二九六・九四 円
- 二、肥料費 一一・二一 %
- 三、農業經營費中ニ於ケル現金支出額ニ對スル購入肥料費ノ割合 三七・七〇 %

備考

一、本調査ニ於テハ自己生産ノ農産物ニシテ堆肥、厩肥、綠肥、種苗等トシテ再ビ農業生産ニ使用セラルル所謂自給現物ハ計上セザルヲ以テ肥料費ノ額ハ大體販賣肥料ノ購入額ト一致ス。  
 二、北海道及沖繩縣ノ調査農家ハ他府縣ノモノニ比シ耕地面積其ノ他ノ事情異ナルモノアルヲ以テ北海道及沖繩縣ヲ除ケル全府縣ノ農家ノ平均ヲ採リタリ。

### 七八 獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律

(昭和十五年四月四日公布 法律第九十二號)

本法は獸醫師の不足著しき現況に鑑み事變下畜産生産力擴充計畫の圓滑なる遂行を期する爲當分の内一定の資格を有する者に對し獸醫手の免許を爲し其の者に獸醫師法の制限に拘らず畜産關係團體の職員として家畜の疾病に關する診察又は治療を業務と爲すことを得るの途を拓いたものであつて、要旨は次の如くである。

一、獸醫手の免許



農林大臣は當分の内、命令の定むる所に依り大學、實業專門學校又は實業學校に於て獸醫學を修めたる者、獸醫手試験に合格したる者に對して獸醫手の免許を爲すことが出来る。獸醫手の試験に關する事項は命令を以て定める(第一條)

二、免許を受けたる獸醫手の診察治療をなすことを得る資格

免許を受けたる獸醫手にして市町村、畜産組合、畜産組合聯合會又は命令を以て定むる團體の職員たるものは獸醫師に非ずとも業務として當該團體の事業に屬する家畜の疾病に關する診察又は治療を爲すことを得る。(第二條)

三、獸醫手に對する獸醫師法の準用

獸醫手の診察又は治療に關しては獸醫師法の規定を準用する。(第三條)

四、施行期日

勅令を以て定める。(附則)

〔參考〕 獸醫手養成見込人員

自昭和十五年  
至昭和二十七年

約 五、五〇〇名

七九

農産物検査法

(昭和十五年四月五日公布  
法律第九十八號)

本法は農産物検査の統一及適確を期し配給の圓滑に資する爲米穀其の他の重要農産物の検査を國營となさんと

するものであつて、其の要旨は次の如くである。

一、米穀其の他の農産物の検査

勅令を以て指定する米穀其の他の農産物は其の種別、品位、量目又は包装に付政府の検査を受けたるものでなければ、賣買其の他の授受をなし、又は特定地域内に搬入することを得不い。(第一條、第二條)

二、検査を受けたることを證する印章、記號證票の抹消、除却、隱蔽。之等の行爲をなしたる農産物は検査を受けざるものと看做される。(第四條)

三、行政官廳の取締の目的を以てする質問、臨檢等の行爲をなす權限。(第五條)

四、罰則(第六條乃至第九條)

五、施行期日

勅令を以て定める。(附則)

八〇

日本輸出農産物株式會社法

要旨

(昭和十五年四月八日公布  
法律第一百號)

一、會社の目的

政府の指定する農産物(以下指定農産物と稱す)の集荷及配給の統制を圖る爲必要なる事業を營むこと。(第一條)

二、資本

農林省



資本額は一千萬圓(但し政府の認可を得て増加することを得る)政府は其の半額五百萬圓を限り出資する。株式は政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主、役員又は資本額、議決權の半數以上が外國人又は外國法人に屬せざるものに限り所有することが出来る。(第二條、第三條、第四條)

三、會社の社名專用權(第五條)

四、役員

役員として社長、副社長、各一人、理事三人以上及監事二人以上を置く。(第六條)

此内社長及副社長は政府の任命にかゝり任期四年、理事は株主總會の選任にかゝり、政府の認可を要し、任期三年、監事は株主總會の選任に依り任期二年(第八條)。輸出農産物監督官廳の官吏たりし者は原則として退職後五年間本會社の役員となることを得ない。(衆議院に於て右の一項を追加した。)

監事を除く此等の役員は兼業を禁止されてゐる。(第九條)

五、事業

(イ) 指定農産物の買入及販賣

(ロ) 指定農産物の出荷に必要な資材の配給

(ハ) 指定農産物の加工の委託

(ニ) 之等の事業に附帶する事業

(ホ) 其他本會社の目的達成上必要な事業

(ニ)又は(ホ)の事業を営まんとするときは政府の認可を要し、又會社の事業の全部又は一部の休止又は廢止にも政府の認可を要する。(第十條)

六、利益金の積立強制

會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立つることを要する。(第十一條)

七、利益配當に関する特別規定

會社は毎營業年度の配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式拂込金額の年百分の四の割合に達する迄政府の所有株式に對して配當を爲すことを要しない。右の利益金額が年百分の四の割合を超過したときは、其の超過金額は利益配當が拂込株金總額と同額に達する迄政府所有の株式と政府以外の者の所有株式とに一對三の割合を以て配當するを要する。(第十二條)

八、政府の會社監督

社債募集、借入金、定款の變更、利益金の處分、合併及解散を爲すには政府の認可を必要とする。(第十四條、第十五條)

會社は毎營業年度の事業計畫を定め又は變更せんとするときは政府の認可を要する。(第十六條) 政府は會社に對し指定農産物の集荷又は配給上必要な命令をなし、其の業務財産の狀況を報告せしめ、其他監督上必要な命令又は處分を爲すことを得る。(第十七條)



政府は日本輸出農産物株式會社監理官を置き會社の業務を監視せしめ、(第十八條)又會社の決議の取消權、役員解任權をも有する。(第十九條)

九、政府の指定農産物の生産者(加工等を含む)又は販賣者に對する命令權

政府は日本輸出農産物株式會社の集荷の統制上必要と認むるときは、指定農産物の生産販賣等をなす者に對し其の生産又は販賣に關し必要な命令を發することが出來、其の業務及財産の狀況の報告を徴し、帳簿書類等の検査を爲すことを得る。(第二十條)

十、罰則(第二十一條乃至第二十七條)

十一、施行期日 勅令を以て定める。(第二十八條)

十二、會社設立手續

政府は設立委員を任命して會社の設立をなさしめる。(第二十九條)

### 八一 農會法中改正法律

(昭和十五年四月五日公布  
法律第九十九號)

本改正法は時局に鑑み農會の機能を強化して農業の統制に關する施設を行ふことを得ることと爲すと共に農業に關する團體の加入の途を拓き之が機構を整備する等のことを圖らんとするものであつて、要旨は次の如くである。

一、農會の「事業」の中に「統制」を加へた。

從來農會が其の目的達成の爲行ふ事業中には農業の指導獎勵があつたが、農業の統制は含まれてゐなかつたのを、今回新に農業の統制をもなすことを得ることとし、(第三條改正)行政官廳が必要と認むる場合農會に對し農業の統制に關する施設に關し必要な命令を發することを得ることとした。(第十六條ノ二)

二、農業に關する團體の市町村農會への加入を認めた。

從來町村農會及市農會の會員たるべき資格者は原則として其の地區内の農耕地所有者及農業者に限られてゐたのを、新に農業に關する團體(其の範圍は勅令を以て定める)をも市町村農會の會員たることを得るものとし、(第十六條ノ二)行政官廳は農業に關する團體にして市町村農會員たるものに對し當該農會の行ふ農業の統制に従ふべきことを命じ得ることとした。(第三十一條ノ二)

三、施行期日 勅令を以て定める。(附則)

#### 衆議院附帶決議

一、政府ハ農會法ノ根本的改正ヲ行ヒ農業ニ従事スル者ヲ本位トスル改正案ヲ次期議會ニ提出スベシ

二、中央卸賣市場ノ機構ヲ改革シ生産者並消費者ノ利益ヲ確保スベシ

三、農業生産物ノ生産配給機構改善ニ關スル調査機關ヲ設置シ之ヲ法制化シ次ノ議會ニ提出スベシ

四、農業ニ關スル統制ハ政府指導監督ノ下ニ農業者ノ團體ヲシテ自治的ニ行ハシムルコトヲ本旨トシ業者ヲシテ萎縮セシムルガ如キコトナキヲ期スベシ

五、部落團體ノ活動ヲ促進スル爲適當ナル助成方策ヲ講ズベシ



八二 木炭需給調節特別會計法 要旨

(昭和十五年三月三十日公布 法律第七十三號)

- 一、木炭の需給調節の爲政府の行ふ木炭の買入、賣渡又は貯藏に關する一切の歳入歳出を一般會計と區分し特別會計を設置する(第一條)
- 二、本會計に据置運轉資本として百萬圓を置き之を一般會計より繰入れる(第二條)
- 三、經費支辨の爲政府は本會計の負擔に於て借入をなすことが出来るが其の限度は七百萬圓である(第三條)
- 四、本會計の歳入は木炭の賣渡代金、借入金及附屬雜收入で歳出は木炭買入代金、木炭買入賣渡貯藏運搬に關する諸費、借入金償還金及利子、一時借入金利子其の他の諸費である(第四條)。但し歳出額は實際の歳入及据置運轉資金の合計を超え得ぬ(第五條)
- 五、本會計に支拂上現金に餘裕あるときは大藏省預金部に預入れ、其の不足あるときは一時借入をなすことが出来る(第六條、第七條)
- 六、政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を調製し、歳入歳出總豫算と共に帝國議會へ提出すべきである(第九條)
- 七、本法は昭和十五年度より之を施行する

衆議院附帶決議

政府ハ木炭ノ買入賣渡ニ關シテハ勅令ヲ以テ定ムヘシ勅令ノ内容ハ

- 一 買入ハ官公製木炭、府縣其ノ他公共團體製ノ木炭及産業組合ノ製炭ニ限ルモノトス但シ商業組合其ノ他

ヨリ申込アリタル場合ニ於テハ買入ルルモノトス

- 二 賣渡ハ消費地ニ於ケル卸商小賣商消費團體等ニ對シテ行フモノトス
- 三 前二項ノ價格ハ時價ニ依ルモノトス

商 工 省

八三 鑛業法中改正法律 要旨

(昭和十五年四月八日公布 法律第二百二號)

- 一、鑛業法に所謂鑛物の範圍を擴張して新に「明礬石、螢石及石綿」を之に加へた。(第二條改正)
- 二、要塞地帯第一區は從來鑛區と爲すことを得なかつたのを許可を得て鑛區となすことを得ることとし、又陸軍輸送港域第一區内の場所をも許可を得て鑛區となし得ることにした。(第十條改正)
- 三、試掘權の存續期間「二箇年」を「四箇年」に延長した。(第十八條改正)
- 四、鑛業權消滅後に主務大臣及鑛山監督局長が鑛業權を有せし者に對して危害豫防設備を爲すべきことを命じ得る期間「二箇年間」を「五箇年間」に延長した。(第七十四條改正)
- 五、其他試掘權鑛業權制度を改正整備して、鑛産資源の開発を促進し、鑛業の監督を強化した。

八四 砂鑛法中改正法律

(昭和十五年四月八日公布 法律第二百三號)

本改正法は砂鑛業の實情に鑑み砂鑛權の設定を容易ならしむる等砂鑛業の發達を助長すると共に之が監督を強



化せんとするものである。

八五 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法

(昭和十五年四月二日公布) 法律第八十六號

本法は輸出貿易の積極的伸張を圖るが爲輸出資金前貸損失補償制度及輸出品製造資金前貸損失補償制度を整備し以て貿易金融の圓滑を期せむとするもので其の大意は次の如くである。

- 一、政府は銀行(商工組合中央金庫を含む)が本法施行地に住所又は營業所を有する者に對し其の者が振出した約束手形の割引の方法に依り左に掲ぐる資金を融通し之に因て損失を受けた場合該銀行に對し議會の協賛を経たる金額の範圍内で其の損失の八割を限度として補償契約を爲し得る。(第一條)
- 二イ、本法施行地より主務大臣の指定する地域に内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て製造せられた商品を輸出する爲其の者が必要とする資金
- ロ、本法施行地より主務大臣の指定する地域に輸出せらるる商品を内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て製造する爲其の者が必要とする資金
- 二、右の補償契約を爲したる銀行が契約に基き資金を融通したるときは命令の定むる所に依り補償料を政府に納めねばならぬ。(第二條)
- 三、政府と(一)の契約を爲したる銀行が本法若は本法に基き發する命令又は契約に違反したときは政府は契約を解除し損失の全部若は一部に付補償を爲さず又は損失補償金の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。(第五條)
- 四、施行期日は勅令に讓る。(附則)

八六 商工組合中央金庫法中改正法律

(昭和十五年四月二日公布) 法律第八十八號

本改正法は現下經濟統制の強化に伴ひ商工關係組合に對する金融を圓滑ならしむるの必要特に増大せるに鑑み商工組合中央金庫の業務を之に適應せしめんとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

- 一、従來商工組合中央金庫の營む業務の中所屬組合又は所屬聯合會に對する五年以内の無擔保貸付の方法は定期又は月賦償還の二であつたのを定期償還貸付のみに限定し、又之等に對する二十年以内の無擔保貸付方法中從來の年賦償還又は半年賦償還貸付以外に更に月賦償還の方法をも認めた。
- 二、所屬組合又は所屬聯合會の爲其の出資拂込金の受入又は其の配當金の支拂の取扱事務を新に商工組合中央金庫の業務の一に加へた。
- 三、五年以上に及ぶ長期貸付金總額は從來拂込資本金額及商工債券發行額の合計額の二分の一以内たるべき制限を受けてゐたが、政府資金の融通を爲す場合には右の制限を受けないこととした。
- 四、商工債券發行に付新に割引發行の方法を認めた。
- 五、本法施行の期日は勅令で定める。



八七

損害保險國營再保險法

要旨

(昭和十五年三月三十日公布)  
(法律第七十一號)

一、損害保險國營再保險の性質

戰時其の他の變亂に際し保險料の昂騰を抑制し又は保險の圓滑なる引受を確保する爲必要ありと認むるとき及戰爭其の他の戰亂の終了後の狀況に依り保險會社の外國の保險者に對する再保險取引を困難又は不適當とする場合に於て保險の圓滑なる引受を確保する爲特に必要ありと認むるとき政府は保險會社の引受くる損害保險の再保險を行ふ。(第一條)

二、再保險を行ふ損害保險の目的(第二條)

(イ) 帝國法令に依る日本船舶

(ロ) 帝國(關東州及南洋群島を含む)より輸出し又は帝國に輸入する積荷

(ハ) 其の他政府の定むるもの

三、政府が再保險金の全部又は一部の支拂の責任を負はざる場合(第五條)

(イ) 保險會社が法令上又は保險契約上の義務なくして填補を爲したるとき

(ロ) 保險會社が填補額を不當に認定して填補を爲したるとき

(ハ) 保險會社が不正の目的を以て再保險金の支拂を受くべき事由發生したる場合等に於て必要なる事項の通知を怠り又は不實の通知をなしたるとき

(ニ) 其の他勅令を以て定むる場合

四、政府の保險の引受其他に關する強制命令權

保險料の昂騰抑制又は保險の圓滑なる引受確保の爲特に必要ありと認むる場合本法に依り再保險を行ふ保險に付政府は保險會社に對して保險料其他保險契約に關し必要なる命令を發し又は保險の強制引受を命ずることを得る。保險の引受を命じたる場合には政府は其の保險の再保險を引受ける。(第十一條)

政府は本法の再保險事業の經營上特に必要ありと認むるときは保險會社に對し其の引受けたる保險を本法の再保險に付すべきことを命ずることが出来る。(第十二條)

五、損害保險國營再保險審査會(第十四條)

本法の再保險に關する事項に付政府に對して民事訴訟を提起するには損害保險國營再保險審査會の審査を経ることを要する。

審査會に關する規程は勅令で定める。

六、施行期日は勅令を以て定める。(附則)

八八

有機合成事業法

(昭和十五年四月四日公布)  
(法律第九十六號)

本法は有機合成事業の現状及重要性に鑑み速に本邦に於ける有機合成事業の確立を圖り以て國防の整備及産業の發達を期せんとするものである。

一、有機合成事業の許可



本事業を営まむとする者は政府の許可を要する。(第三條)  
許可を受くることを得べき者は帝國法令に依り設立したる株式會社にして株主、取締役、資本、議決權等の過半數が帝國臣民又は帝國法人に屬するものに限る。(第四條)

二、事業の開始

許可を受けた會社が政府の指定する期間内に事業を開始せざるときは許可は失效する。(第五條)

三、事業の監督

事業設備の増設變更及事業の讓渡、廢止休止等に對する許可(第六條、第十五條)  
事業計畫に關する届出及政府の事業變更命令權(第十六條)

業務及財産の狀況報告義務及業務會計に關する政府の命令處分權(第十七條)

四、諸税の免除

勅令を以て指定する有機合成事業(指定有機合成事業)の設備完成の年及其の翌年より五年間の法人税及營業税の免除及府縣市町村等の課税の免除(第七條、第八條)

指定有機合成事業會社の必要とする器具機械等に對する輸入税の免除(第十條)

五、土地收用法の適用

有機合成事業にして勅令を以て定むるものは、土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とする。(第十一條)

六、獎勵金の交付(第十二條、第二十一條)

七、社債の發行に關する特別規定

有機合成事業會社は政府の認可をうけ、事業設備費用に充つる爲商法第二百九十七條の制限を超えて社債を發行することを得る。但し社債總額は拂込株金額の二倍以下とする。(第十四條)

八、製品の需給圓滑又は價格の公正を期せむとするとき及軍事上必要と認むるとき政府の命令權

右の場合には政府は製造又は販賣、設備の擴張、改良又は製造方法の變更に就き必要なる命令を發し、製造に關する特殊事項の研究又は特殊設備の施設等を命ずることが出来る。(第十八條、第十九條)

九、競争品に對する輸入制限及輸入税の増徴(第二十二條、第二十三條)

十、有機合成事業委員會

政府は本法に規定する許可、命令等を爲さむとするときは右委員會の議を経るを要する。本委員會の規程は勅令を以て定める。(第二十四條)

十一、罰則(第二十五條乃至第三十二條)

十二、施行期日は勅令を以て定める。(附則)

八九 輸出毛織物取締法

(昭和十五年四月四日公布)  
法律第九十五號

本法は本邦輸出貿易の現狀に鑑み輸出毛織物に付國營に依る輸出検査を施行すると共に其の輸出の取締を行ひ



以て輸出毛織物に關し粗悪品の輸出を防止し海外市場に於ける聲價の維持向上を圖り輸出の伸張を期したものである。

- 一、販賣の目的を以て輸出する毛織物は輸出毛織物検査所の検査に合格することを要する。(第一條、第二條)
- 二、主務大臣輸出毛織物の輸出に關して取締上必要ありと認むるときは官吏をして保税地域内、又は店舗、倉庫、工場其の他の場所に臨檢し、物品帳簿等を検査せしめ、被疑人若は参考人を尋問し、又は物件の搜索差押をなさしめることが出来る。(第三條)
- 三、罰則(第五條乃至第八條)
- 四、施行期日は勅令を以て定める。(附則)

### 九〇

#### 商業組合法中改正法律

(昭和十五年四月四日公布  
法律第九十七號)

本改正法は我國中小商業の實情に即應し小商業者の共同經營的組織體を認むると共に物資配給統制並に物價統制の進展に伴ひ商業組合制度の公共的使命増大せるに鑑み之が監督を更に徹底し且商業組合中央會をして其所屬の組合及聯合會に對し自治監査を行はしめむとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

- 一、統制商業組合なる文字の使用強制  
組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬其の他組合員の營業に關する共同施設、組合員の營業資金の貸付、組合員の營業上の債務の保證、貯金の受入、組合員の取扱商品に付商品券の發行等を行はざる商業組合(第十

七條ノ二、第三條、第三條ノ三) 及商業の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期する爲行政官廳により設立を命ぜられたる商業組合(第二十七條ノ二)は其の名稱中に「統制商業組合」なる文字を用ふることを要し、之に屬せざるものは「統制商業組合」なる文字を使用することを得ないこととした。(第四條改正)

- 二、組合員の營業に關する統制を行ふ商業組合に對する官廳の監督權行政官廳は監督上必要ありと認めたとときは、斯る組合の理事又は監事を任免し、又特別の事情ある場合斯る組合の定款及其の自律的統制規定を變更することを得るものとした。(第二十一條ノ三、第二十六條)

#### 三、商業小組合

(イ) 性質 商業小組合は十名以内の小商業者を以て組織し組合員の共同の利益増進を以て目的とし組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬其の他組合員の營業に關する共同施設を爲す法人であつて、又組合員の營業に關する指導、研究、調査其の他組合の目的を達するに必要な施設を爲すことが出来る。「商業小組合」なる文字の使用を強制される。(第三十二條ノ二、第三十二條ノ三)

#### (ロ) 設立及加入

本組合設立には全員設立者となることを要し(第三十二條ノ四)、組合員たる資格を有する者は組合員の四分の三以上の同意を得て本組合に加入することが出来る。(第三十二條ノ五)

#### (ハ) 商業小組合の商業組合加入

商業小組合は當該商業に關する商業組合に加入することが出来、又必要ありと認めたるときは行政官廳は



加入を強制することが出来る。(第三十二條ノ六)

(三) 營業税の免除

商業小組合には營業税を課せない。(第三十二條ノ九)

四、商業組合中央會の商業組合監査

(イ) 商業組合監査員の設置

商業組合中央會は其の所屬の商業組合及商業組合聯合會の事業及財産の状況を監査する爲商業組合監査員を設置するを要する。其の任免には認可を受くべきである。監査員は組合及聯合會の事務所、倉庫其の他の場所に臨み金銭、物品、帳簿其の他の物件を調査し、其の事業及財産を監査することが出来る。(第五十四條ノ二)

(ロ) 官廳の監査上必要な命令を發する權限

行政官廳は商業組合中央會又は商業組合監査員に對し監査上必要な命令を發するを得る。(第五十四條ノ三)

五、施行期日

勅令を以て定める。(附則)

〔參考〕

商業組合概況 (昭和十五年度一月末日現在)

一、設立認可組合數(地方廳ノ認可セル三、五四一ヲ含ム)

五、六五四組合(内聯合會二一八ヲ含ム)

- 二、有資格者數 五二一、三九三名 一組合平均 九二名強
- 三、總組合員數 四二一、七八一名 一組合平均 七五名弱
- 四、出資總額 八一、四一一、三一二圓 一組合平均 一四、三九九圓弱
- 五、第一回拂込總額 二四、〇〇三、五二二圓二五 一組合平均 四、二四五圓強

商業組合數調 (商業組合聯合會ヲ含ム) 昭和十五年二月調

年次	組 合 數	備 考
昭和七年	五	
昭和八年	二六五	
昭和九年	五九三	
昭和十年	八八七	内聯合會
昭和十一年	一、一九七	
昭和十二年	一、六五三	
昭和十三年	二、七〇六	
昭和十四年	五、三二八	

九一 石炭配給統制法

(昭和十五年四月八日公布 法律 第百四號)

本法は現下の時局に鑑み石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖るは最も緊要と認めらるるを以て日本石炭株式會



社を創設し之をして石炭を一手に買上げしむると共に買上炭を適正價格を以て配給せしむる等の事業を営ましめむとするものであつて、其の要旨は次の如くである。

一、石炭の賣渡強制

石炭の生産業者、輸移入業者並に石炭取扱會社にして主務大臣の指定したるもの(指定會社)は其の生産、輸移入又は取扱に係る石炭を日本石炭株式會社に賣渡さねばならぬ。(第一條)

二、主務大臣の石炭の配給施設の賃貸又は讓渡に關する協議命令權

石炭の配給の圓滑を確保する爲特に必要ありと認むるときは主務大臣は石炭の生産、輸移入、販賣業者に對し石炭の配給施設の賃貸又は讓渡に付協議を爲すべきことを命令することが出来る。協議不成立の場合主務大臣は當該事項に付必要なる決定を爲すことを得る。(第二條)

三、日本石炭株式會社

(イ) 會社の目的 石炭需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業を營むこと。(第六條)

(ロ) 資本 總額五千萬圓とし内二千五百萬圓は政府の出資とする。(但し主務大臣の認可を受け増資することが出来る)

株式は記名式とし、政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主、業務執行役員、資本若は議決權等の過半が外國人若は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することが出来ることを原則とする。(第七條、第八條)

(ハ) 會社の名稱專用權(第九條)

(ニ) 役員 役員として社長、副社長各一人、理事五人以上及監事二人以上を置き、社長、副社長及理事は株主總會に於て選任し主務大臣の認可を受くることを要し任期は四年、監事は株主總會に於て選任し任期三年(第十條、第十二條)。石炭鑛業監督官廳の官吏たりし者は原則として其の退職後五年間本會社の役員となることを得ぬ。(衆議院に於て右の一項を追加す)

(ホ) 事業

- (1) 石炭の買入及販賣
- (2) 石炭の輸出、輸入、移出及移入
- (3) 石炭鑛業に對する資金の融通及投資
- (4) 之等に附帶する事業
- (5) 其の他石炭需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業

(但し(4)及(5)の事業には主務大臣の認可を要する)

販賣の目的を以て買入るる者に石炭を賣渡すときは、日本石炭株式會社は主務大臣の認可を受け其の石炭販賣に關し必要な事項を指示することを得る。主務大臣は石炭の配給の圓滑又は價格の公正を圖る爲特に必要ありと認むるときは販賣の目的を以て石炭を買入るる右の者をして日本石炭株式會社の指示に従ふべきことを命令することを得る。(第十四條、第十五條)



- (ハ) 社債 會社は拂込株金額の三倍に達する迄商法の規定の制限を超えて社債を發行することを得る。(第十六條)社債募集には認可を要する。(第十七條)
- (ト) 利益金の積立強制 會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立つることを要する。(第十九條)
- (チ) 主務大臣の業務監督權 會社の定款變更、利益金の處分、合併及解散の決議、毎營業年度の事業計畫の作成變更、會社の石炭買入又は販賣價格等に就き主務大臣の認可を必要としてゐる。(第二十一條乃至第二十三條)

主務大臣は會社に對し石炭の需給調整上必要なる事業を行ふことを命じ其他業務に關し公益上監督上必要なる命令を發することを得る。(第二十四條、第二十五條)又主務大臣は會社の決議取消權、役員解任權を有する。(第二十八條)會社の業務を監視せしむる爲主務大臣は日本石炭株式會社監理官を置く。(第二十七條)

- (リ) 會社の利益配當上の特權 會社は毎營業年度の配當しうべき利益金額が政府以外の者の所有株式の拂込金額に對し年百分の四に達する迄政府所有株に對して利益配當を爲すを要しない。斯る制限を超過する場合に利益配當金額は利益配當額が總株式の拂込金額と同額に達する迄政府以外の者の所有株拂込金額と政府所有株拂込金額に對し一對三の割合で配當することを得る。(第二十九條)

四、罰則(第二十條乃至第二十八條)

- 五、施行期日は各規定に付勅令を以て定める。(第三十九條)
  - 六、其他附則の中に日本石炭株式會社の設立手續に就て規定してゐる。(第四十條乃至第四十八條)
- 衆議院附帶決議

- 一、勞務動員計畫ヲ整備シ以テ増産ニ違算ナキヲ期スヘシ
- 二、資材ノ一元的配給方策ヲ講スヘシ
- 三、海陸ヲ通スル一元的輸送計畫ヲ樹立シ其ノ運営ニ支障ナカラシムヘシ
- 四、炭質低下ノ防止ニ關シ徹底セル措置ヲ講スヘシ
- 五、鑛區ノ整理併合ヲ斷行シ經營ノ合理化ヲ圖ルヘシ
- 六、炭鑛ノ災害豫防及救済ニ關シ適切ナル方途ヲ講スヘシ
- 七、統制ニ支障ナキ限り石炭ノ配給ニ關シテハ既設及新規ノ炭鑛ニ對スル本法以外ノ金融投資關係ヲ尊重スヘシ
- 八、中小炭鑛業者ニ對スル金融投資ヲ簡易敏速ニスヘシ

〔參考〕内地石炭需給表(九年—十一年) 燃料局石炭部炭業課

(單位 千吨)

産 額	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
	三五、九二五	三七、七六二	四一、八〇三



前年未貯炭額	移入額	移出額	年未需炭額	計	差引需要額	需要額ニ對スル産額ノ割合	計	
							移入額	移出額
九三四	四、〇六〇	五八九	一、〇八七	三、〇四七	三八、八八四	九二%	三一、一六四	一、七六〇
四一、九三一	四、〇四九	七四六	一、〇一九	二、九七一	四一、三七五	九一%	四、二〇一	四八、九七〇
九三三	四、〇四九	七四六	一、二〇六	二、九七一	四一、三七五	九一%	一、二〇六	四八、九七〇
四一、九三一	四、〇四九	七四六	一、〇一九	三、〇四七	三八、八八四	九二%	一、二〇六	四八、九七〇
五八九	四、〇四九	七四六	一、〇一九	三、〇四七	三八、八八四	九二%	一、二〇六	四八、九七〇
一、〇八七	四、〇四九	七四六	一、〇一九	三、〇四七	三八、八八四	九二%	一、二〇六	四八、九七〇
一、三七一	四、〇四九	七四六	一、〇一九	三、〇四七	三八、八八四	九二%	一、二〇六	四八、九七〇
三、〇四七	四、〇四九	七四六	一、〇一九	三、〇四七	三八、八八四	九二%	一、二〇六	四八、九七〇
三八、八八四	四、〇四九	七四六	一、〇一九	三、〇四七	三八、八八四	九二%	一、二〇六	四八、九七〇
九二%	四、〇四九	七四六	一、〇一九	三、〇四七	三八、八八四	九二%	一、二〇六	四八、九七〇

九二 損害保險國營再保險特別會計法 要旨

(昭和十五年三月二十日公布 法律第七十二號)

一、損害保險國營再保險法に依る損害保險國營再保險事業を經營する爲特別會計を設置し其の歳入を以て其の歳出に充てる。(第一條)

二、本會計の歳入は再保險料、積立金より生ずる收入、借入金及附屬雜收入で其の歳出は再保險金、再保險料の還付金、借入金償還金及利子、一時借入金の利子、事業取扱費、保險會社への交付金其の他の諸費である。(第二條)

三、再保險金及再保險料の還付金を支辨する爲必要のときは政府は本會計の負擔に於て借入を爲し得る。(第四條)

四、政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を調製し歳入歳出の總豫算と共に之を帝國議會に提出せねばならぬ。(第八條)

五、本會計の毎年度歳出豫算に於ける事業費の支出殘額は之を翌年度に繰越し使用し得る。(第九條)

六、本會計の收入支出に關する規定は勅令に讓る。(第十條)

七、本法は昭和十五年より之を施行する。(附則)

遞信省

九三 東北振興電力株式會社中改正法律

(昭和十五年四月一日公布 法律第八十一號)

本改正法の趣旨は東北振興電力株式會社の事業を擴充するに方り其の社債發行限度を商法に規定する制限を超えて拂込株金額の五倍迄擴張せんとするにある。

鐵道省

九四 金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行

二關スル法律 (昭和十五年四月二日公布 法律第八十四號)

遞信省 鐵道省



本法は政府をして金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲之に必要な額を限度として公債の發行をなし得ることにしたものである。

### 九五 自動車交通事業法中改正法律

(昭和十五年四月十日公布  
法律 第四百六號)

本改正法は自動車運送事業就中貨物自動車運送事業の整備擴充が刻下喫緊の要務なるに鑑み之に對する指導監督及保護助長を強化して事業の健全なる發達を促すと共に事業の統制及共同施設を行ふに適切なる組合制度を設けて事業の自發的振興を圖らんとするものである。

第一、從來の「自動車運送事業」(一般交通の用に供する爲路線を定め定期に自動車を運行して旅客又は物品を運送する事業)を「旅客自動車運送事業」と「貨物自動車運送事業」とに區別し、從來の第一章「自動車運送事業」の規定を「旅客自動車運送事業」に適用し新たに「貨物自動車運送事業」の規定を第二章として挿入した。

#### 第二、旅客自動車運送事業

- 一、主務大臣が公益上必要ありと認むるとき旅客運輸業者に對して命令し得る事項中に「他ノ運送事業者ト設備ノ共用、連絡運輸、運賃協定其ノ他運輸ニ關スル協定ヲ爲サシムルコト」の一項を加へた。
- 二、旅客自動車運送事業の管理の委託及受託の規定を設け主務大臣の認可を要するものとした。(第十三條ノ二追加)
- 三、會社解散を旅客自動車運送事業經營免許の失效原因より除外した。(第十五條第七號削除)

四、旅客自動車運輸事業(バス營業)に關する規定は旅客自動車運送事業(貸切自動車營業)に準用し、其以外の旅客運送事業に關する規定は勅令を以て定むることとした。

#### 第三、貨物自動車運送事業

- 一、事業經營に對する免許、其の失效要件、事業開始の期間、専用自動車道開設、監督官廳の命令事項等に關しては、「旅客自動車運輸事業」に關する規定と略同一の規定を設け又は之を準用した。但し免許又は許可をなすべき官廳を旅客自動車運輸事業の場合の如く主務大臣と限定せず、主務大臣又は地方長官とした。(第十六條ノ二乃至第十六條ノ六)

#### 二、補助金交付

貨物自動車の整備を圖る爲必要ありと認むるとき政府は貨物自動車運送事業者に對し命令の定むる所に依り豫算の範圍内に於て補助金を交付することが出来る。(第十六條ノ七)

#### 第四、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會

- 一、旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業(自動車運送事業と總稱する)の事業者は各其の事業の健全なる發達を圖る爲自動車運送事業組合を設立することが出来る。(第十六條ノ十)
- 二、自動車運送事業組合の事業
  - (イ) 組合員の事業に必要な物の購入、共同設備の設置其の他組合員の事業に關する共同施設
  - (ロ) 運賃、運輸其の他組合員の事業に關する統制



(ハ) 組合員の事業に關する指導、研究及調査  
(ニ) 其他組合の目的を達するに必要な事業  
組合は右の事業の外組合員に對し其の事業に必要な資金の貸付、組合員の爲にする其の事業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことが出來、又組合の施設は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員に非ざる者をして之を利用せしめることが出來る。(第十六條ノ十二)

三、組合設立の手續

(イ) 自由設立 豫め地區を定め其の地區内の組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て主務大臣の認可を受くるを要する。(第十六條ノ十二)

(ロ) 強制設立 主務大臣は自動車運送事業の統制を圖る爲特に必要ありと認むるときは組合の設立を命ずることを得る。(第十六條ノ十三)

強制設立に依る組合の事業には制限がある。(第十六條ノ二十一)

四、組合員の議決權及出資

組合員は總會に於て各一個の議決權を有する。但し定款の定むる所により一人に付二個以上の議決權を有せしむることを得る。(第十六條ノ十九)

組合員の有すべき出資口數は五十口以上たるを得ない。但し特別の事情あるときは定款によつて此の例外を認め得る。(第十六條ノ二十)

五、主務大臣の組合監督

自動車運送事業の經營に關する弊害を豫防矯正する爲、又は其の健全なる發達を圖る爲必要ありと認むるときは主務大臣は組合に對して必要な事業の遂行を命じ、組合員又は其の組合の組合員に非ざる其の地區内の組合員たる資格者に其の組合の統制に服従すべきことを命じ、又組合員に非ざる者に組合加入を命ずることが出來る。(第十六條ノ二十五乃至第十六條ノ二十七)

六、補助金の交付

政府は命令の定むる所に従ひ事業の健全なる發達を圖る爲豫算の範圍内に於て自動車運送事業組合に對して補助金を交付することが出來る。(第十六條ノ二十八)

七、自動車運送事業組合聯合會(第十六條ノ三十二乃至第十六條ノ三十四)

自動車運送事業組合又は其の聯合會は其の共同の目的を達する爲自動車運送事業組合聯合會を設立することが出來る。

聯合會には組合の規定を準用する。但し補助金は聯合會に交付せず。

八、運賃の統制其の他事業の實施に關する協定命令權

主務大臣は自動車事業の統制の徹底の爲特に必要と認むるとき組合又は聯合會に對して他の組合又は聯合會と運賃の統制其の他事業の實施に關し協定を命ずることが出來る。(第十六條ノ三十五)

九、所得稅法人稅及營業稅の免除



組合又は聯合會に對しては右の諸税を賦課せず。(第十六條ノ三十八)

第五、自動車交通事業抵當

從來の自動車交通事業財團抵當の法規を本改正法は施行せんが爲適當に修正した。(第三十八條乃至第四十九條改正)

第六、罰 則

組合又は聯合會の規定の設置に従ひ之等のものの役員即ち理事、監事、假理事又は清算人等に對する罰則を附加した。(第五十八條乃至第六十條)

第七、附 則

- 一、施行期日は勅令を以て定める。(第一條)
- 二、本法施行の際現に存する商業組合又は其の聯合會にして自動車運輸又は運送事業の事業者のみを其の組合員又は其の所屬の組合の組合員若は所屬の聯合會を組織する組合の組合員とするものは本法施行の日に自動車運送事業組合又は自動車運送事業組合聯合會となりたるものとする。(第三條)
- 三、商工組合中央金庫法を改正して、自動車運送事業組合及其の聯合會に對しても同金庫よりの金融の便を與ふることとした。(第八條)
- 四、特別法人税法を改正して自動車運送事業組合又は其の聯合會をも同法に規定する特別法人とし之に對して特別法人税を賦課することとした。(第十一條)

〔參考〕

自動車事業業態別事業者數及投下資本額	(事業者數)	(投下資本額)
旅客自動車運輸事業	二、二一五名	一、二二三、一〇〇、五二二圓
(昭和十三年度)		
旅客自動車運送事業	一六、二二三名	一、七四、七六八、五六五圓
(昭和十四年六月末現在)		
貨物自動車運送事業	二六、五四八名	二、七二、五九五、二〇四圓
(昭和十四年六月末現在)		
合 計	四四、九八六名	五、七〇、四六四、二九一圓

拓 務 省

九六 臺灣事業公債法中改正法律 (昭和十五年三月二十七日公布 法律 第十七號)

本改正法の趣旨は臺灣總督府特別會計に於ける既定繼續費鐵道建設費に追加したる高雄港臨港線及新高港臨港線建設工事に要する經費並に既定繼續費臺北及高雄驛改良費を改稱して停車場改良費とし右繼續費に追加したる南部停車場設置費及新竹、新營及花蓮港驛改良に要する經費の財源は同特別會計の現下の財政狀況に顧み昭和十五年度に於ては其の一部を、昭和十六年度以降に於ては其の全部を公債に依るの要あるに付、公債發行限度を「一億七千二百九十萬圓」より「一億八千八百九十萬圓」に増加すると謂ふにある。



九七 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律 (昭和十五年三月二十七日公布) (法律 第十一十五號)

本改正法の趣旨は臺灣に於ける官設鐵道事業の増大に伴ひ臺灣總督府特別會計よりの臺灣官設鐵道用品資金繰入限度「百萬圓」を「二百萬圓」として其の不足を補ふと共に同事業の圓滑なる遂行を圖らんとするにある。

九八 朝鮮事業公債法中改正法律 (昭和十五年三月二十七日公布) (法律 第十一十六號)

本改正法の趣旨は朝鮮總督府特別會計に於ける既定繼續費鐵道建設及改良費及送電施設費に追加したる經費の財源の全部並に既定繼續費道路修築改良費及港灣修築改良費に追加したる經費の財源の一部等に付ては同特別會計の現下の財政狀況に顧み之を公債に依るの要あるに付公債發行限度「十億六千六百十萬圓」を「十三億三千六百萬圓」に増加せんとするにある。

九九 昭和十三年法律第二十三號中改正法律(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件) (昭和十五年四月一日公布) (法律 第七十七號)

本改正は今回の稅制改正に當り關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける今般の租稅の増徴又は新稅の創設に因る租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入ることとする爲同法第一條を改正することとなつたものである。

一〇〇 臺灣私設鐵道補助法中改正法律 (昭和十五年四月一日公布) (法律 第八十二號)

本改正法は臺灣に於ける私設鐵道助成上之が經營の實績に鑑み其の補助期間を伸長し同時に補助方法をも改善せむとするものである。即ち從來は臺灣總督は私設鐵道に對し其の營業開始の日より十五年を限り補助金を交付し得、且必要ありと認むるときは更に五年を限り右の期間を伸長し得ることにしてゐたのであるが、今回此の伸長期間「五年」を「十年」に改め且從來營業開始後十五年間の補助金と伸長期間の補助金につき差異があつたのを總て「每營業年度に於ける建設費に對する年五分の割合に相當する金額を限度」とすることに一定したものである。

一〇一 樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律 (昭和十五年四月二日公布) (法律 第八十五號)

本法は樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收の爲必要な額を限度として公債發行を可能ならしめたものである。

一〇二 樺太地方鐵道補助法中改正法律 (昭和十五年四月二日公布) (法律 第八十五號)

本改正法は現下經濟界の趨勢に鑑み樺太に於ける地方鐵道の補助方法を改めたものであつて、其の要旨は次の如くである。

一、從來第五條に於て補助金の年總額を百二十萬圓以下と定めてゐたのを廢止して、新たに「豫算ノ範圍内ニ



於テ補助金を交付することとした。

二、從來補助金額の限度を鐵道營業開始の日より十五年の期間と、伸長期間五年の期間とに依り異ならしめてゐたが、此の區別を廢して一樣に每營業年度に於ける建設費に對し年五分の割合に相當する金額以下とした。

三、本法は公布の日より施行する、但し本法施行の際現に補助をうくるものに付ては各現在の補助期間満了の日の屬する營業年度の末日迄は仍從前の例に依る。

厚生省

一〇三 職員健康保險特別會計法

(昭和十五年三月二十七日公布 法律 第十二號)

本法の要旨は左の如くである。

一、政府經營の職員健康保險事業に關する歳入歳出は之を一般會計と區分し特別の會計を設置する(第一條)  
二、本會計の歳入は保險料、一般會計よりの受入金、積立金より生ずる収入、借入金及附屬雜收入で其の歳出は保險給付費、保健施設費、借入金償還金及利息、一時借入金の利息、事業取扱費、營繕費其の他の諸費である(第二條)

三、本會計に屬する經費を支辨する爲必要な場合政府は本會計の負擔に於て借入を爲し得、而して前記借入を爲し得る金額は保險料を以て保險給付費及保健施設費を支辨するに不足する金額を限度とする(第四條)

四、政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を作り歳入歳出の總豫算と共に之を帝國議會に提出せねばならぬ(第八

條)

五、本會計の收支に關する規程は勅令に讓る(第九條)

六、本法は昭和十五年より之を施行する(附則)

一〇四 船員保險特別會計法

(昭和十五年三月二十七日公布 法律 第十三號)

本法の趣旨は船員保險法(昭、十四、四、六、法七十三號)に基き政府の經營する船員保險事業に屬する歳入歳出は關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計に屬せしむるものを除くの外之を他の會計と區分し特別會計を設置せんとするにある。其の要點は次の如くである。

一、船員保險事業を經營する爲特別會計を設け其の歳入を以て歳出に充てる。(第一條)

二、本會計に於ては保險料、一般會計よりの受入金、關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計よりの受入金、積立金より生ずる収入、借入金及附屬雜收入を以て其の歳入とし保險給付費、關東局、朝鮮總督府の各特別會計への繰入金、借入金の償還金及利息、事業取扱費其の他の諸費を以て其の歳出とする。(第二條)

三、本會計に於て保險給付費並に關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計に繰入るる金額を支辨する爲必要あるときは政府は本會計の負擔に於て借入を爲すことが出来る。(第三條)

四、本會計に於て支拂上現金に餘裕あるときは大藏省預金部に預入るべく、本會計の積立金は國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預入れ之を運用することが出来る。(第五條、第六條)



五、政府は毎年本會計の歳入歳出豫算を調製し歳入歳出の總豫算と共に之を帝國議會に提出せねばならぬ。  
(第七條)

六、本法は昭和十五年度より施行(附則)

一〇五 船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律

(昭和十五年三月二十七日公布)  
法律 第十四號

本法の趣旨は船員保險業の經營に伴ひ一般會計並に關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計間に於て國庫負擔金の分擔を爲し又船員保險、關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計間に於て相互に繰入金を爲さんとするにある。

一〇六 職業紹介法中改正法律

(昭和十五年三月三十日公布)  
法律 第七十四號

本改正法は職業紹介所の事務の現況と地方負擔との關係に鑑み職業紹介所及聯絡委員に關する費用の地方負擔を廢止する爲職業紹介所法第七條の道府縣及市町村の費用負擔の規定を削除せんとするものである。

一〇七 國民優生法 要旨

(昭和十五年五月一日公布)  
法律 第一百七號

一、本法の目的 惡質なる遺傳性疾患の素質を有する者の増加を防遏すると共に健全なる素質を有する者の増加を圖り以て國民素質の向上を期すること。(第一條)

二、優生手術を受くることを得る者。(第三條)

(イ) 遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、強度且惡質なる遺傳性的性格、強度且惡質なる遺傳性身體疾患、強度なる遺傳性畸形等の疾患に罹り、其の子又は孫が醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞特に著しき者  
(但し其の者が特に優秀なる素質を併有すると認めらるるときを除く)

(ロ) 四親等以内の血族中に(イ)に擧げた疾患に罹れる者を各自有し、又は有したる者が相互に婚姻し、(事實上婚姻關係と同様の事情に在る場合も同様)且、其間に將來出生すべき子が醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞特に著しと認めらるる者

(ハ) (イ)に擧げた疾患に罹つた子を有し又は有したる者にして將來出生すべき子が醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞特に著しき者

三、優生手術の申請者

(イ) 優生手術を受くることを得る者、其の父母、配偶者、後見人、戸主、親族會。

此等の者は右の順位により申請をなすことを得る。(第四條)

(ロ) 三の(イ)に擧げた遺傳性疾患に罹りたる者にして優生手術を受くることを得る者に對し監護上の處置、保健上の指導又は診療を爲したる精神病院若は保健所の長又は命令を以て指定する醫師。(第五條)  
右の者の申請には本人、其の配偶者、父母等の同意を要するが、本人の疾患著しく惡質なるか、其の配偶者が本人と同一疾患に罹れるものなるとき等其の疾患の遺傳の防遏が公益上特に必要と認めるときは、必要なる同意を得ざる場合と雖其の理由を附して申請をなすことを得る。(第六條)



四、優生手術の申請手續

申請は地方長官宛に爲すを要する。(第七條)  
申請を受理したるときは地方長官は豫め地方優生審査會の意見を徴して優生手術を行ふべきかを決定する。本人及利害關係者にして決定に不服あるときは厚生大臣に申立ることを得る。厚生大臣は中央優生審査會の意見を徴して申立の却下又は取消の決定をする。

中央及地方の優生審査會の規程は勅令を以て定める。(第八條乃至第十二條)

五、優生手術の實行

優生手術を行ふべしとの決定ありたるときは優生手術を受くることを得る者は厚生大臣又は地方長官の命令を以て定むる醫師の優生手術を受くべきである。(第十三條)(優生手術を受くべき者妊娠中なるときは申請により妊娠中絶を受くることを得とする政府原案の規定を衆議院に於て削除した。)

六、生殖を不能ならしむる手術又は放射線照射行爲の制限

優生手術を受くべしとの決定ありたる場合の外生殖を不能ならしむる手術、放射線照射又は妊娠中絶を行はんとする醫師は原則として豫め其の要否に關する他の醫師の意見を徴し行政官廳に届出なければならぬ。

(第十五條、第十六條)

七、優生審査會委員其他の祕密嚴守義務(第十九條)

八、施行日 各規定に付勅令を以て規定する。(附則)

衆議院附帶決議

強度ナル酒精中毒者ニ對シ優生手術ヲ爲スノ可否ニ付政府ハ速ニ權威アル調査機關ヲ設ケ調査スベシ

貴族院希望決議

一、本法ノ重大性ニ鑑ミ政府ハ本法ノ實施ニ當リ常ニソノ社會ニ及ボス影響ニツキ深甚ノ注意ヲ拂ヒ又本法ノ目的ヲ達成スル方法等ニツキ一層ノ研究ヲ爲スベシ

二、優生思想ノ啓發ニ當リ本法制定ノ趣旨ヲ周知セシメ徒ラニ社會ニ不安ノ念ヲ懷カシメザルヤウ特ニ留意スベシ

三、中央及ビ地方ニ設クベキ優生審査會ノ組織ニツキ慎重ニ注意シ又委員ノ構成ニツキテハ特ニ考慮スベシ

〔參考〕

斷種適應者最少限度見込數

遺傳性精神病	一七、三八六	精神病院在院患者及監置監者	五、一一二
遺傳性精神薄弱	一一〇二、四四七	少年教護院	三二
		收容又ハ監置ヲナサル患者	一一、二四三
		精神病院在院患者及監置患者	七四三
		教護施設其他施設ニ收容サレタモノ	
		一般國民中ノ推定斷種適應數	二〇一、七〇四



強度且惡質ナル病的性格	二九七	
強度且惡質ナル遺傳性身體疾患	二六、一一四	備考 (但シ遺傳性盲及遺傳性聾ノミヲ舉グ)
強度ナル遺傳性畸形	二一、三三〇	
總計	二六七、五七四	

右内譯

一、精神病院在院患者及監置患者中ノ遺傳性精神病者斷種適應者數(昭和十二年未現在)

病類別	患者數(註1)	斷種適應者數(註2)
精神分裂病	一四、七一八	四、三四一
躁鬱病	二、〇九三	六二六
癲癇性精神病	五四一	一四五
計	一七、三五二	五、一一二

最近數年間ニ於ケル壯丁花柳病患者數

昭和十一年	六、九七八
同十二年	五、八一九
同十三年	六、〇一三
同十四年	六、六三一
同十四年	六、五二一

### 一〇八 國民體力法

(昭和十五年四月八日公布 法律第百五號)

本法は國民體力の重要性に鑑み國民體力に付検査を行ひ現狀を明かにすると共に検査を受けたる者に對し適切な指導等を行ひ以て國民體力の向上を圖らんとするものである。

#### 要旨

##### 一、國民體力管理の主體

政府は國民體力の向上を圖る爲國民の體力を管理する。(第一條)  
但し國民の體力の管理とは國民の體力を検査し其の向上に付指導其他必要なる措置を爲すことを謂ふ。(但書は貴族院に於て追加せられたり。)

##### 二、體力管理の客體(被管理者)

- 本法施行地内に居住する帝國臣民たる未成年者。但し次のものを除く。(第二條)
- (イ) 陸海軍軍人にして現役中又は戰時又は事變に際して召集中のもの
  - (ロ) 陸海軍の學生生徒
  - (ハ) 其他勅令を以て定むる者

##### 三、體力検査

被管理者にして十一月三十日迄に年齢二十年に達しない者は體力検査を受くる義務がある。被管理者の保護



者たる地位にある者は此者をして體力検査を受けしめる義務を負ふ。(第四條)

體力検査の施行者は

(イ) 市町村長

(ロ) 事務所、商店、工場、事業場等の事業主又は管理人にして勅令により體力検査を行ふべきことを命ぜられた者

(ハ) 勅令を以て定むる學校又は幼稚園の校長又は園長(第五條)

體力検査の項目、時期、方法、結果の報告其の他體力検査に關し必要な事項は命令を以て定める。(第七條)

#### 四、體力手帳

被管理者が検査を受けたときは本人又は保護者に對し體力手帳を交付する。體力手帳は體力検査其の他命令を以て定むる場合に之を提出するを要する。(第八條)

#### 五、國民體力管理醫

検診、療養の指導其の他體力管理に關する醫務に従事せしむる爲國民體力管理醫を置く。醫師又は齒科醫師は正當の事由なくして國民體力管理醫たることを拒み得ない。(第九條)

國民體力管理醫は體力検査をなしたる被管理者又は其の保護者に對して必要と認むるとき被管理者の體力向上の指導を爲すを要する。(第十條)

#### 六、地方長官の體力管理に關する命令權

體力検査の結果必要ありと認めるときは地方長官は被管理者に付本人、保護者又は被管理者を使用する者に對し、國又は公共團體の體力向上施設利用、就業場所又は時間の制限、業務の變更等の指示をなすことを得る。(第十一條)

又主務大臣の指定する疾病に罹つてゐる被管理者に付本人又は保護者に對し療養に關する處置を命ずることを得る。但し官公私立の大學、高等専門學校に在學する被管理者に付ては勅令で別段の定を爲し得る。(第十二條)

#### 七、被管理者の保護

被管理者を使用する者は體力検査の結果を不當に援用して之に對して不利益な取扱を爲すことを得ない。(第十四條)、又検査其の他體力管理の事務に關係する者が職務上知つた祕密を故なく漏泄することを得ない。(第十九條)

八、罰 則(第十五條乃至第二十條)

九、施行期日 勅令で定める。(附則)

十、當分の内被管理者の範圍は勅令で限定することを得る。(附則)

#### 衆議院附帶決議

一 我々國民ノ壽命ハ文明諸國ニ比シ遙ニ劣レリ其ノ最大原因ハ胎兒及乳幼兒ノ死亡ト結核ノ豫防施設ノ不



- 完全ニ歸ス政府ハ專ラ此ノ點ニ留意シ積極的ニ其ノ施設ヲ完備シ併セテ國民ノ自覺ヲ促スヘシ
- 二 山上下海濱ノ療養所ハ結核ノ豫防ト治療ニ關クヘカラス政府ハ宜シク國家公共團體又ハ個人ニ對シ其ノ増設ニ努力スヘシ
- 三 花柳病ノ原因及治療共ニ判明セルニ國民ノ自肅乏シキト國家ノ施設不完全ノ爲蔓延セリ政府ハ宜シク此ノ點ニ留意シ其ノ豫防撲滅ニ邁進スヘシ
- 四 事變下ニ特ニ醫藥(藥品ヲ含ム)及醫療材料ヲ確保スルト共ニ健康保險等ニ於ケル治療内容ノ低下セサルヤウ特ニ注意スヘシ
- 五 本法施行ニ當リ現行保健法規ヲ履行シ本法制定ノ目的達成ニ努力スヘシ

〔參考〕

本邦死産數、早産ニ因ル死亡數累年比較

年 度 別	死 産 數	早産ニ因ル死亡數
昭和四年	一一六、九七一	*
昭和五年	一一七、七三〇	*
昭和六年	一一六、五〇九	*
昭和七年	一一九、五七九	*
昭和八年	一一四、一三八	

昭和九年	一一三、〇四三	五、六五四
昭和十年	一一五、五九三	五、六八五
昭和十一年	一一一、〇五六	六、三二八
昭和十二年	一一一、四八五	五、九二九
昭和十三年	九九、五二八	五、四一〇

註 \*印ハ出産ニ因ル産兒ノ障碍ヲ含ム

道府縣別無醫村數調

(昭和十四年八月末)

道府縣	醫療機關ナキ町村	出張診療所ノアル町村	計
北海道	一四	八	二二
東北	一九	九	二八
東京	七一	一三	八四
京都	五二	三	五五
大阪	二八	二五	五三
神奈川	七五	三五	一一〇
兵庫	九	一一	二〇
長崎	一〇一	四二	一四三
新潟			



山	秋	福	石	富	鳥	島	岡	廣	山	和	德	香	愛	高	福	大
形	田	井	川	山	取	根	山	島	口	山	島	川	媛	知	岡	分
六七	六三	四四	四六	一〇八	八〇	三三	一一三	六九	一〇	五九	一三	四三	五七	四九	一四	三六
二一	一七	一九	二七	三四	七	三九	二四	三四	二五	一二	九	一五	二八	一一	一五	一一
八八	八〇	六三	七三	一四二	八七	七二	一三七	一〇三	三五	七一	二二	五八	八五	六〇	二九	四七

青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千	群	琦
森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉	馬	玉
六四	八〇	二〇〇	四一	一一三	一〇三	三四	九八	五八	二六	五〇	三四	二八	一二九	七四	六一	一一六
一四	二八	二五	二八	三五	四三	二五	一七	一五	四	五一	一六	一〇	二七	九	三四	七
七八	一〇八	二二五	六九	一四八	一四六	五九	一一五	七三	三〇	一〇一	五〇	三八	一五六	八三	九五	一二三



佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	合計
四	六四	八	九	九	二、六七六
四	二〇	五	二	九	九二二
八	八四	一三	一一	一八	三、五九八

参照(審議未了ノ政府提出法律案)  
一 癩豫防法中改正法律案

本改正法案は國民優生法の制定に伴ひ癩患者も其の疾患の特異性に鑑み生殖を不能ならしむる手術若は處置又は妊娠中絶を受け得ることとし、癩患者心神喪失者なるときは優生手術の申請は父母、配偶者等が之をなし得る旨の規定を追加せんとするものである。

〔参考〕

官公私立癩療養所状況調

名 稱	所 在	現在收容定員		擴張計畫中増員		收容定員計
		十四年十月末	十四年十月	十四年度	十五年度	
長島愛生園	岡山縣邑久郡愛掛村	一、二〇〇人	一、四一七人			一、二〇〇人

官 立		公 立		私 立	
名 稱	所 在	現在收容定員	收容人員	擴張計畫中増員	收容定員計
栗生樂泉園	群馬縣吾妻郡草津町	八二五	八三四		八二五
星塚敬愛園	鹿兒島縣肝屬郡大始良村	八二五	八三二	二〇〇	八二五
東北新生園	宮城縣登米郡新田村	四〇〇	〇	二〇〇	八〇〇
宮古療養所	沖繩縣宮古郡平良村	二〇〇	二四〇		二〇〇
中部國立癩療養所	沖繩縣國頭郡羽地村	二五〇	三一五	二〇〇	八〇〇
國頭愛樂園	沖繩縣國頭郡羽地村	三、七〇〇	三、六三六	一、〇〇〇	四、九〇〇
全生病院	東京府北多摩郡東村山	一、二〇〇	一、一九五		一、二〇〇
北部保養院	青森縣東津輕郡新城村	五〇〇	五一一		五〇〇
光明園	岡山縣邑久郡愛掛村	一、〇〇〇	五九五	七〇	一、〇〇〇
大島療養所	香川縣木田郡庵治村	五一〇	五七六	七〇	六五〇
九州療養所	熊本縣菊池郡合志村	一、〇〇〇	一、〇一一	七〇	一、〇〇〇
小計		四、二一〇	三、八八八	七〇	四、三五〇
慰養園	東京市目黒區下目黒	一一三	八〇		一一三
聖バルナバ醫院	群馬縣吾妻郡草津町	二〇〇	九四		二〇〇
神山復生病院	静岡縣駿東郡富士岡	一五〇	一三四		一五〇
身延深敬病院	山梨縣南巨摩郡身延町	一三〇	九三		一三〇



合 計	熊本回春病院	熊本市黒髪町	一〇〇	八二		一〇〇
	待 勞 院	熊本市島崎町	八五	七八		八五
立 小 計	立 瀨 豫 防 協 會	官公立瀨療養所ニ附設	四三五	二二二		四三五
			一、二二三	七七三		一、二二三
		一九	九、二二三	八、二九七	二七〇	一〇、四六三

### 二 日本瓦斯用木炭株式會社法案 要旨

#### 一、會社の目的

瓦斯用薪炭の供給を確保する爲必要な事業を営むこと。(第一條)

#### 二、資本

資本總額は一千萬圓(但し政府の認可を受けて増額することを得る)、株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主、業務執行役員又は資本、議決權の過半數が外國人又は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することを得る。(第二條、第三條)

#### 三、會社の名稱專用權(第四條)

#### 四、役員

會社役員として社長副社長各一人、理事三人以上、監事二人以上を置く。

社長副社長は株主總會で選舉した候補者中より政府が任命し任期三年、理事は株主總會で選任し政府の認可を受くるもので任期三年、監事は株主總會で選任し任期は二年、監事以外の之等の役員には兼業禁止の規定がある。(第五條乃至第八條)

#### 五、會社の事業

イ、瓦斯用薪炭の買入及販賣

ロ、瓦斯用薪炭の生産

ハ、瓦斯用薪炭の生産に必要な原木の供給

ニ、右の事業に附帶する事業

ホ、其の他本會社の目的達成上必要な事業

ニ又はホの事業を営むときは政府の認可を必要とする。又會社の事業の全部又は一部の廢止又は休止の場合も認可を要する。(第九條)

#### 六、利益金の積立強制

會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立つべきである。(第十條)

#### 七、政府の配當補給

會社の毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が拂込株金額に對して年百分の四の割合に達しないときは政府は第五營業年度迄毎營業年度不足の金額を補給する。但し補給額は拂込株式額に對し年百分の四に相當



- 八、政府の監督(第十二條—第十七條)  
社債の募集、借入金、定款變更、利益金の處分、會社の合併解散を爲すには政府の認可を要し又毎營業年度の事業計畫の樹立及變更にも認可を要する。政府は會社に對し瓦斯用薪炭の買入販賣其の他業務に關し命令を發し得、會社の業務財産の報告を徴する等監督上必要なる命令處分を爲し、又會社の決議取消權、役員解任權を有する。
  - 九、瓦斯用薪炭業者に對する政府の賣渡命令權  
政府は瓦斯用薪炭業者に對して瓦斯用薪炭を本會社に賣渡すべきことを命じ得る。(第十八條)
  - 十、罰 則(第十九條乃至第二十四條)
  - 十一、施行期日 勅令を以て定める。(第二十五條)
  - 十二、會社設立手續(第二十六條乃至第三十三條)
- 附則中に於て本會社の設立手續を規定し、政府が設立委員を任命して設立事務を處理せしむることとする。

第七十五回帝國議會法律案審議經過一覽表

法律案件名	提出月日	衆議院			貴族院		
		本會議上程月日	委員會議決月日	本會議議決月日	本會議上程月日	委員會議決月日	本會議議決月日
一、昭和十三年法律第五十三號中改正法律案(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件)	一月三日				三月六日	三月三日	三月四日
二、東北興業株式會社法中改正法律案	二月五日		二月三日	三月六日	三月九日	三月三日	三月五日
三、大正十一年法律第五十二號中改正法律案(統計資料實地調査ニ關スル件)	二月七日		二月九日	三月七	三月九	三月五日	三月六
四、會計檢査院法中改正法律案	二月二日		二月二日	三月七	三月八	三月三日	三月三
五、恩給法中改正法律案	三月一日		三月二日	三月七	三月八	三月三	三月三
六、地方稅法案							
七、地方分與稅法案	二月二日		二月七日	修正議決 二月六日	修正議決 三月七日	三月八	三月四
八、府縣制中改正法律案			三月六日	三月七日	三月八	三月四	三月五



法律案件名	提出月日	衆議院				貴族院			
		本會議 上程月日	委員會 議決月日	本會議 議決月日	本會議 上程月日	委員會 議決月日	本會議 議決月日	本會議 議決月日	
九、市制中改正法律案	二月二日								
一〇、町村制中改正法律案	二月二日								
一一、北海道會法中改正法律案	二月二日	二月二日	三月六日	三月七日	三月八日	三月四日	三月五日		
一二、北海道地方費法中改正法律案	二月二日	二月二日	三月六日	三月七日	三月八日	三月四日	三月五日		
一三、地方分與稅分與金特別會計法案	二月二日	二月二日	三月六日	三月七日	三月八日	三月四日	三月五日		
一四、神宮關係特別都市計畫法案	二月二日	二月二日	三月六日	三月七日	三月八日	三月四日	三月五日		
一五、都市計畫法中改正法律案	二月二日	二月二日	三月六日	三月七日	三月八日	三月四日	三月五日		
大藏省									
一六、昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案	三月四日		三月九日	三月九日	三月六日	三月七日	三月八日	三月九日	
一七、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)	三月四日		三月九日	三月九日	三月六日	三月七日	三月八日	三月九日	
一八、造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル法律案	三月四日		三月九日	三月九日	三月六日	三月七日	三月八日	三月九日	
一九、所得稅法改正法律案	三月四日		三月九日	三月九日	三月六日	三月七日	三月八日	三月九日	

二〇、法人稅法案									
二一、特別法人稅法案									
二二、配當利子特別稅法案									
二三、外貨債特別稅法中改正法律案									
二四、相續稅法中改正法律案									
二五、建築稅法案									
二六、鑛區稅法案									
二七、臨時利得稅法中改正法律案									
二八、營業稅法案									
二九、地租法中改正法律案									
三〇、酒稅法案									
三一、清涼飲料稅法中改正法律案									
三二、砂糖消費稅法中改正法律案									
三三、織物消費稅法中改正法律案									



法律案件名	提出		衆議院		貴族院	
	月日	上程月日	議決月日	修正議決月日	議決月日	修正議決月日
一、揮發油稅法中改正法律案						
二、物品稅法案						
三、遊興飲食稅法案						
四、取引所稅法中改正法律案						
五、通行稅法案						
六、入場稅法案						
七、印紙稅法中改正法律案						
八、骨牌稅法中改正法律案	一、三〇					
九、明治四十四年法律第四十五號中改正法律案 (砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)		二、八				
十、大正九年法律第五十一號中改正法律案(内地 臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内地 稅免除ニ關スル件)			三、一六	修正議決 三、一六		
十一、支那事變特別稅法及臨時租稅徵收法廢止法律 案					三、一七	修正議決 三、一七
十二、營業收益稅法廢止法律案						

十三、資本利子稅法廢止法律案									
十四、法人資本稅法廢止法律案									
十五、臨時租稅借置法中改正法律案									
十六、政府出資特別會計法案	二、八								
十七、金資金特別會計法中改正法律案	二、三	二、一七	三、九	三、一	三、一三	三、一三	三、一三	三、一三	三、一四
十八、昭和九年法律第四十五號中改正法律案(貿易 調節及通商擁護ニ關スル件)	二、三	二、二九	三、三	三、三	二、八	二、一五	二、一五	二、一六	
十九、家屋稅法案									
二十、所得稅法人稅内外地關涉法案									
二十一、昭和十二年法律第九十四號中改正法律案(支 那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租 稅ノ減免ノ徵收猶豫等ニ關スル件)	二、二七	二、二九	三、六	三、一七	三、一八	三、一四	三、一四	三、一五	
二十二、大正十三年法律第六號中改正法律案(外國船 舶ノ所得稅等免除ニ關スル件)									
二十三、アルコール製造事業等ニ對スル所得稅等ノ免 除規定ノ改正ニ關スル法律案									
二十四、租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ 整理ニ關スル法律案									
二十五、臨時資金調整法中改正法律案	三、九	三、一三	三、一六	三、一七	三、二〇	三、二五	三、二六		
二十六、外國爲替管理法中改正法律案	三、三	三、一六	三、三	三、三	三、六	三、八	三、一三		



法律案件名	提出		衆議院		貴族院	
	月日	上程月日	議決月日	議決月日	上程月日	議決月日
六〇、昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案	三月五日	三月九日	三月三日	三月三日	三月三日	三月五日
六一、支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律案	三月六日	三月九日	三月三日	三月三日	三月三日	三月六日
陸軍省						
六二、陸軍航空工廠資金特別會計法案	三月二日	三月七日	三月九日	三月二日	三月二日	三月二日
六三、軍用電氣通信法中改正法律案	三月二日	三月七日	三月九日	三月二日	三月二日	三月二日
六四、要塞地帯法中改正法律案	三月二日	三月七日	三月九日	三月二日	三月二日	三月二日
六五、宇品港域軍事取締法中改正法律案	三月二日	三月七日	三月九日	三月二日	三月二日	三月二日
六六、陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル法律案	三月二日	三月七日	三月九日	三月二日	三月二日	三月二日
海軍省						
六七、作業會計法中改正法律案	三月二日	三月七日	三月九日	三月二日	三月二日	三月二日
司法省						
六八、委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案	三月二日	三月七日	三月九日	三月二日	三月二日	三月二日

六九、裁判所構成法中改正法律案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
文部省						
七〇、市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七一、現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
農林省						
七二、狩獵法中改正法律案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七三、昭和十二年法律第九十號中改正法律案（米穀ノ應急措置ニ關スル件）	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七四、裝蹄師法案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七五、家畜傳染病豫防法中改正法律案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七六、牧野法中改正法律案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七七、日本肥料株式會社法案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七八、獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
七九、農產物検査法案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日
八〇、日本輸出農產物株式會社法案	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日	三月二日



法律案件名	提出		衆議院		貴族院	
	月日	本會議上程月日	委員會議決月日	本會議上程月日	委員會議決月日	本會議上程月日
八一、農會法中改正法律案	三月三日	三月五日	三月三日	三月三日	三月三日	三月五日
八二、木炭需給調節特別會計法案	三月三日	三月五日	三月三日	三月三日	三月三日	三月五日
商工省						
八三、鑛業法中改正法律案			修正議決 三月四日	修正議決 三月四日		
八四、砂鑛法中改正法律案	三月九日	三月九日	三月四日	三月四日	三月九日	三月九日
八五、輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案	三月九日	三月九日	三月五日	三月七日	三月九日	三月九日
八六、商工組合中央金庫法中改正法律案	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
八七、損害保險國營再保險法案	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
八八、有機合成事業法案	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
八九、輸出毛織物取締法案	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
九〇、商業組合法中改正法律案	三月九日	三月九日	修正議決 三月九日	修正議決 三月九日	三月九日	三月九日
九一、石炭配給統制法案	三月九日	三月九日	修正議決 三月九日	修正議決 三月九日	三月九日	三月九日

九二、損害保險國營再保險特別會計法案	三月四日	三月五日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
逓信省									
九三、東北振興電力株式會社法中改正法律案	三月五日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
鐵道省									
九四、金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲メ公債發行ニ關スル法律案	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
九五、自動車交通事業法中改正法律案	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
拓務省									
九六、臺灣事業公債法中改正法律案	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
九七、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
九八、朝鮮事業公債法中改正法律案	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
九九、昭和十三年法律第二十三號中改正法律案(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件)	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
一〇〇、臺灣私設鐵道補助法中改正法律案	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日
一〇一、樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲メ公債發行ニ關スル法律案	三月六日	三月九日	三月六日	三月七日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日	三月九日



法律案件名	提出		衆議院			貴族院		
	月	日	本會議 上程月日	委員會議 議決月日	本會議 議決月日	本會議 上程月日	委員會議 議決月日	本會議 議決月日
一〇三、樺太地方鐵道補助法中改正法律案	二月	二八	三月	二二	三月	二二	三月	二二
厚生省								
一〇二、職員健康保險特別會計法案	一月	一〇	二月	二八	三月	三一	三月	二二
一〇四、船員保險特別會計法案	二月	二一	二月	二三	三月	二二	三月	二五
一〇五、船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律案								
一〇六、職業紹介法中改正法律案	二月	二二	二月	二九	三月	二八	三月	二九
一〇七、國民優生法案	三月	二八	三月	二二	修正議決 三月 二〇	修正議決 三月 二〇	三月	二二
一〇八、國民體力管理法案	二月	二七	三月	二〇	三月	二五	三月	二五
參照 (審議未了ノ政府提出法律案)								
一、癩豫防法中改正法律案	三月	二三	三月	二四				
二、日本瓦斯用木炭株式會社法案	三月	二三	三月	二五				



